

九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と
県営水道の統合基本計画

令和6年12月

九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と
県営水道の統合協議会

目次

第1章. はじめに

1.1. これまでの経緯-----	1
1.2. 本計画の位置づけ-----	1
1.3. 計画策定の基本方針-----	2
1.3.1. 統合の時期-----	2
1.3.2. 計画期間-----	2
1.3.3. 統合の形態-----	2

第2章. 両企業団の現状と課題

2.1. 概況-----	3
2.1.1. 両企業団の位置関係・構成団体-----	3
2.1.2. 取水・送水系統-----	4
2.2. 現状と課題-----	6
2.2.1. 施設能力と稼働状況-----	6
2.2.2. 老朽化・耐震化状況-----	6
2.2.3. 組織体制・職員数-----	9
2.2.4. 施設管理の実施状況-----	10
2.2.5. 水質管理の実施状況-----	10
2.2.6. 利水の安全性-----	11
2.2.7. 財務状況-----	12
2.2.8. 水道用水供給料金-----	16

第3章. 水需要予測

3.1. 水需要予測-----	17
3.1.1. 推計方法-----	17
3.1.2. 水需要予測結果-----	17

第4章. 施設整備計画

4.1. 基本的な考え方-----	20
4.1.1. 基本方針-----	20
4.1.2. 事業費の算出方法-----	20
4.1.3. 計画の見直し-----	20
4.2. 事業概要-----	21
4.2.1. 全体事業費-----	21

4.2.2. 老朽化対策事業	22
4.2.3. 耐震化事業	24
4.2.4. 今後の検討	27
第5章. 管理体制	
5.1. 組織体制	28
5.1.1. 組織	28
5.1.2. 事務所	28
5.2. 維持管理体制	29
5.3. 危機管理体制	29
第6章. 財政収支計画	
6.1. 基本的な考え方	30
6.2. 水道用水供給料金	30
6.2.1. 料金体系の基本的な考え方	30
6.2.2. 料金体系（料金算定方法）	31
6.2.3. 料金単価と水量	33
6.3. 財政収支見通し	35
6.3.1. 基本的な推計条件	35
6.3.2. 財政シミュレーション	36
6.3.3. 統合後の財務運営	41
第7章. まとめ（統合の効果）	
7.1. 施設	42
7.2. 組織体制	42
7.3. 水道用水供給料金	43
第8章. スケジュール	44

[参考資料]

- ・用語集

第1章. はじめに

1.1. これまでの経緯

平成 19 年 2 月に千葉県県内水道経営検討委員会が「これからの千葉県内水道について」の提言をしたことを契機に、千葉県（以下「県」という。）が県内の統合・広域連携に係る考え方を示し、リーディングケースとして、九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業を事業統合し、千葉県企業局（以下「県企業局」という。）が経営することについて、検討を進めてきた。

表 1.1 検討経緯

「県内水道経営検討委員会」からの提言（平成 19 年 2 月） ・ 有識者で構成する県内水道経営検討委員会から、「これからの千葉県内水道について〔提言〕」の中で、九十九里地域・南房総地域を県内のリーディングケースとして、県営水道と水道用水供給事業体との統合や当該地域の末端の水道事業体の広域化を進めていくべきとの考えが示された。
「県内水道の統合・広域化の当面の考え方」を示す（平成 22 年 3 月） ・ リーディングケースとして九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合の検討を進めることとした。
「水道事業基盤強化に係る千葉県基本計画（千葉県版水道ビジョン）」策定（令和元年 9 月） ・ 広域的自治体である県が広域的な水源の確保及び水道用水供給事業の役割を担い、基礎的自治体である市町村が末端給水事業を担うという考え方を基本に、統合・広域連携による運営基盤強化の取り組みを行うこととした。
「九十九里・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合協議会準備会議」設置（令和 2 年 4 月）
「九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合に関する覚書」締結（令和 4 年 3 月）
「九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合協議会」設置（令和 4 年 4 月）

1.2. 本計画の位置づけ

本計画は、統合後 20 年間を計画期間として、統合後の事業運営の指針となる施設整備計画、管理体制、財政収支計画などを取りまとめたものである。

本計画を基に、県企業局における水道用水供給事業の創設事業認可の取得を行うものとする。

1.3. 計画策定の基本方針

人口減少が進み有収水量が減少していく見通しの中、老朽化した施設や耐震性に欠ける施設の更新等を行っていく必要があり、技術職員の確保も難しい現状では、既存の事業体単独では適切に対応することが困難である。

この統合では、水道用水供給事業に係る経営基盤を強化して、これら諸課題に適切に対応し、財政措置を活用して料金上昇を抑制しながら、将来にわたって地域への安定給水を維持していくことを目指す。

1.3.1. 統合の時期

令和8年4月1日

1.3.2. 計画期間

令和8年度から令和27年度までの20年間とする。

1.3.3. 統合の形態

県企業局は、水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業（以下「現事業」という。）に加え、九十九里地域水道用水供給事業及び南房総地域水道用水供給事業を事業統合した水道用水供給事業を経営する。

なお、現事業と水道用水供給事業は認可・会計を別とする。

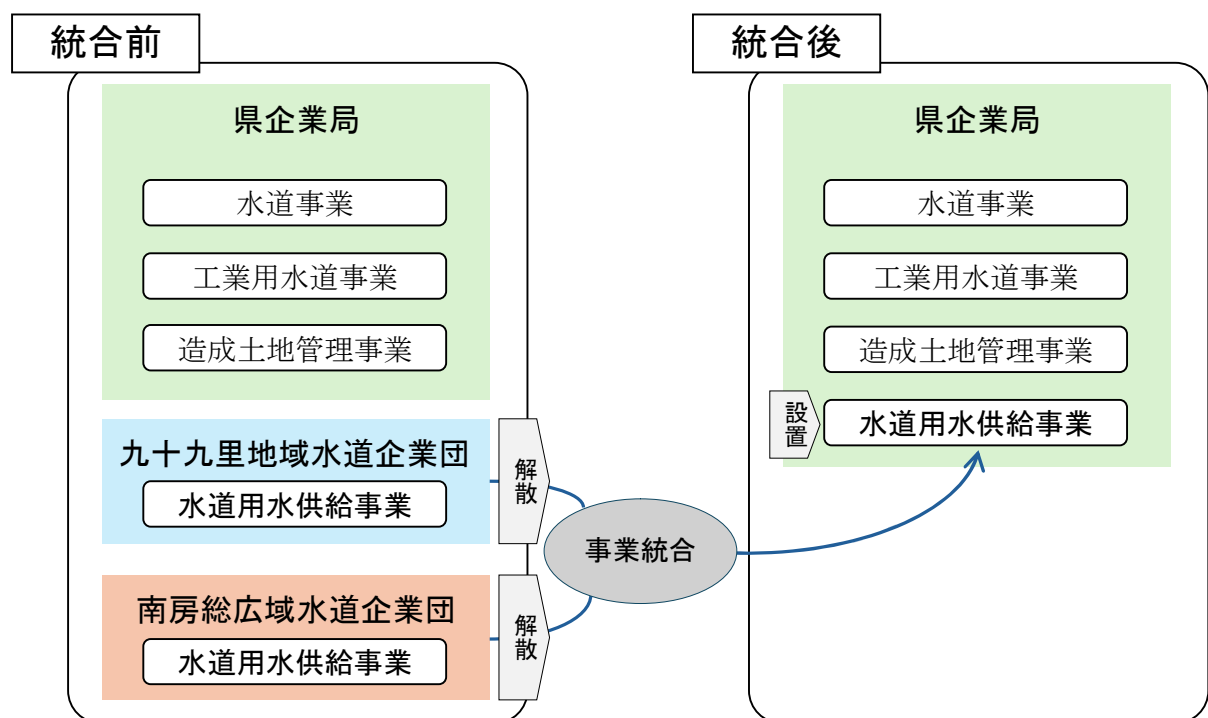


図 1.1 統合の形態

第2章. 両企業団の現状と課題

2. 1. 概況

2. 1. 1. 両企業団の位置関係・構成団体

九十九里地域水道企業団は、昭和 47 年に創設認可を得て、昭和 52 年から用水供給を開始した。東金市をはじめとする 13 市町村で構成しており、八匝水道企業団、山武郡市広域水道企業団及び長生郡市広域市町村圏組合の末端給水事業体 3 団体へ用水供給している。なお、末端給水事業体は経営の一体化に向けて協議を行っている。

南房総広域水道企業団は、平成 3 年に創設認可を得て、平成 8 年から用水供給を開始した。いすみ市をはじめとする 8 市町で構成しており、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町、鋸南町及び三芳水道企業団の末端給水事業体 8 団体へ用水供給している。なお、夷隅地域（勝浦市、いすみ市、大多喜町及び御宿町）は令和 7 年、安房地域（鴨川市、南房総市、鋸南町及び三芳水道企業団）は令和 8 年に末端給水事業体の事業統合を行い、統合後は夷隅郡市広域市町村圏事務組合及び安房郡市広域市町村圏事務組合が各地域の末端給水事業を担う予定である。

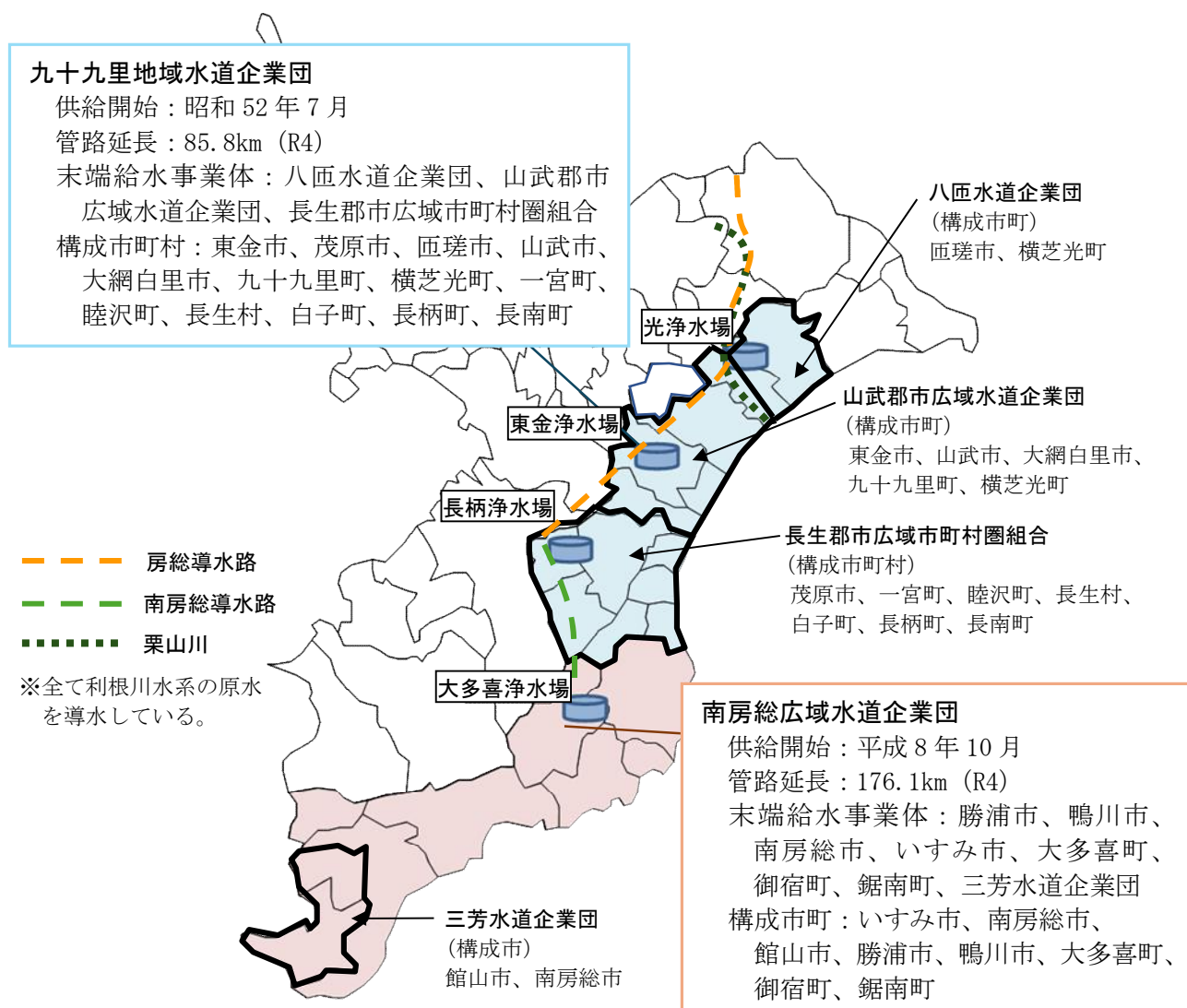


図 2.1 両企業団の位置関係・構成市町村等 概要図

2.1.2. 取水・送水系統

(1) 九十九里地域水道企業団

九十九里地域水道企業団の浄水場は、光浄水場、東金浄水場、長柄浄水場の3箇所があり、光浄水場は栗山川から、東金浄水場は房総導水路から、長柄浄水場は長柄ダムからそれぞれ取水した水を浄水処理している。

なお、3つの浄水場から各配水場への送水管を結ぶ連絡管は、施設拡張時に水需要を補うことを目的に整備したものであるが、現在は運用していない。

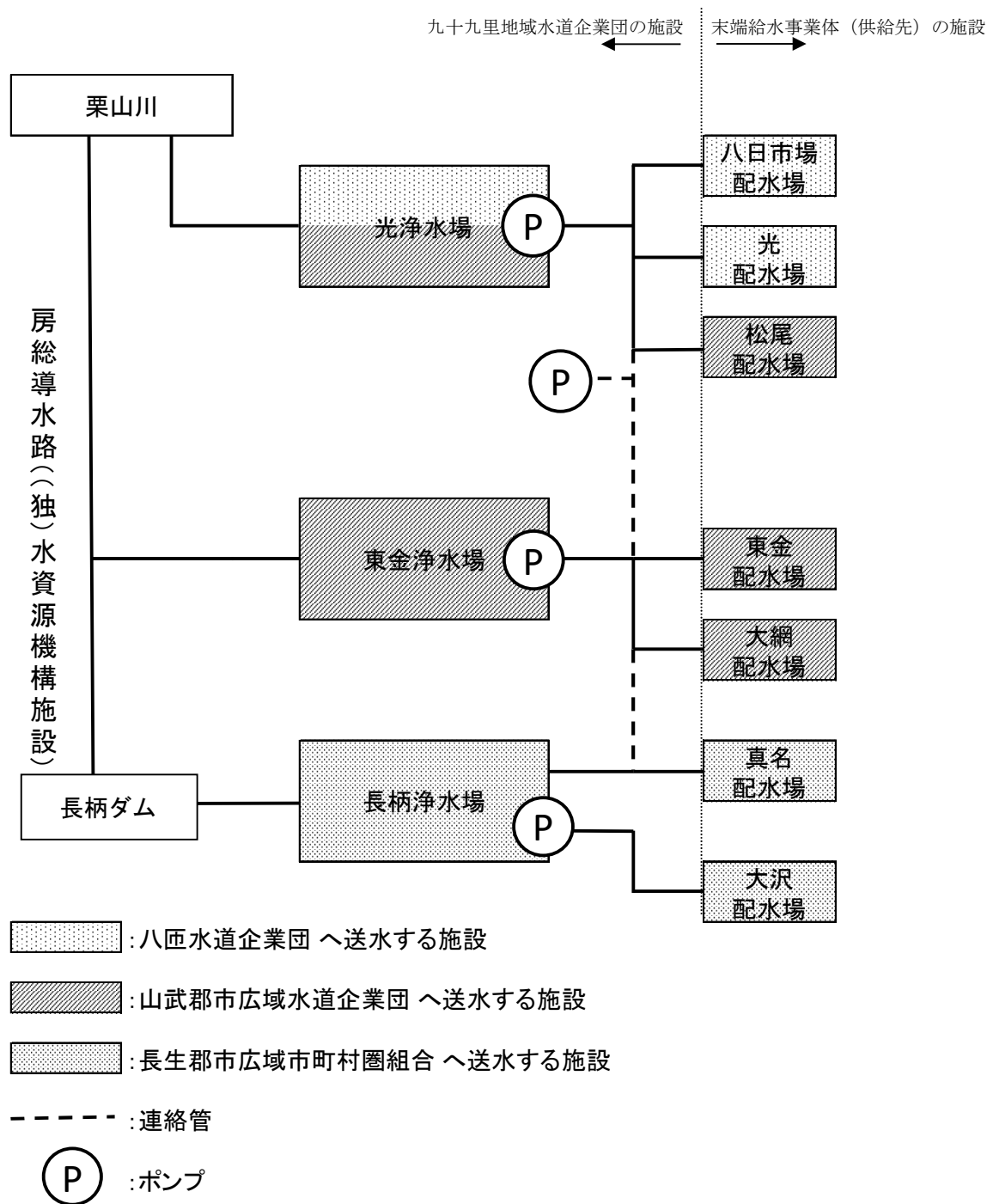


図 2.2 九十九里地域水道企業団の送水系統

(2) 南房総広域水道企業団

南房総広域水道企業団の浄水場は、大多喜浄水場 1 箇所のみであり、南房総導水路を經由して取水した水を浄水処理している。

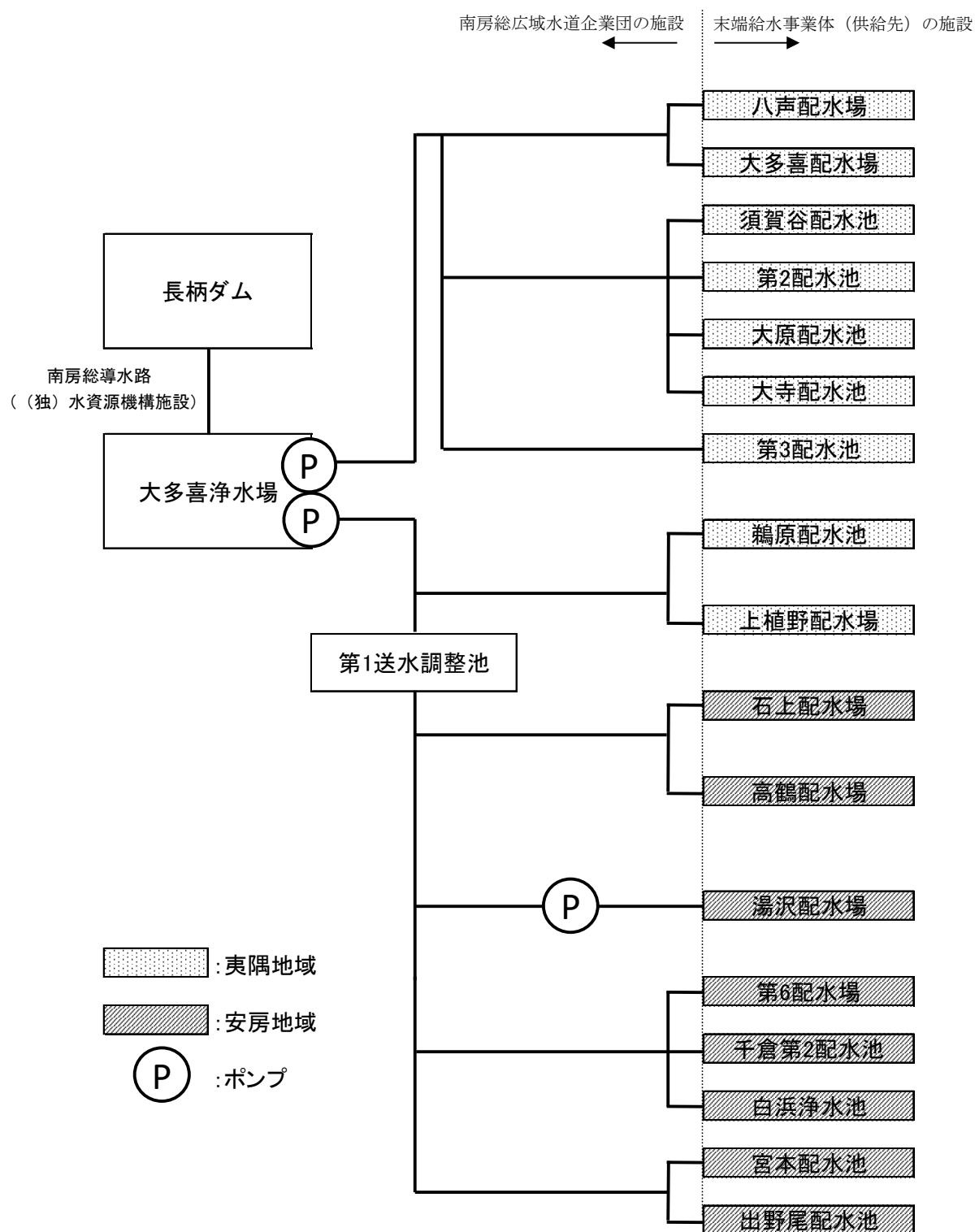


図 2.3 南房総広域水道企業団の送水系統

2.2. 現状と課題

2.2.1. 施設能力と稼働状況

九十九里地域水道企業団においては、浄水場の最大稼働率が低く、施設能力に余剰が生じていることから、その活用を図りつつ、水需要予測を踏まえた施設の適正規模の検討が必要である。

南房総広域水道企業団においては、大多喜ダム事業撤退に伴い、計画一日最大送水量を42,330 m³/日に減量しているため、最大稼働率は90%近くであるが、施設は創設時の計画一日最大送水量（55,060 m³/日）を基に建設しているため、施設の実処理能力からみた最大稼働率には余剰があり、施設更新時に向けて適正規模の検討が必要である。

表 2.1 施設能力と稼働状況（R4 年度）

	浄水場名	稼働年 (経過年数)	施設能力※ (m ³ /日)	一日平均 送水量 (m ³)	一日最大 送水量 (m ³)	施設 利用率	最大 稼働率
九十九里 (企)	光浄水場	S52 (45)	29,860	18,611	23,324	62.3%	78.1%
	東金浄水場	S52 (45)	72,000	41,490	45,630	57.6%	63.4%
	長柄浄水場	S55 (42)	92,240	42,542	47,370	46.1%	51.4%
	全体		194,100	102,643	113,854	52.9%	58.7%
南房総 (企)	大多喜浄水場	H8 (26)	42,330	32,402	37,102	76.5%	87.6%
			55,060	32,402	37,102	58.8%	67.4%

※ 南房総（企）における創設時の水道用水供給事業認可の計画一日最大送水量は55,060 m³/日であった。その後、大多喜ダム事業撤退に伴い、42,330 m³/日に減量しているが、浄水場の施設能力は、55,060 m³/日のままである。

上段は計画一日最大送水量（42,330 m³/日）を施設能力とした場合、下段は浄水施設の1日に処理できる最大能力（55,060 m³/日）を施設能力とした場合の値である。

2.2.2. 老朽化・耐震化状況

(1) 老朽化

ア 九十九里地域水道企業団

・浄水施設

令和4年度末時点において、各浄水場は稼働から40年以上経過しており、建築・土木構造物については法定耐用年数である50年～60年を超過していないものの、電気・機械設備等については、法定耐用年数である10年～20年を超過した設備の割合は55.9%である。

・管路

令和4年度末時点の管路の総延長は85.8kmである。管路延長の約半分を創設期である昭和50年度、昭和51年度に集中して整備しており、昭和52年の給水開始までに整備した管路の延長は、全体の約60%となっている。これらの管路は法定耐用年数である40年を経過しており、令和4年度時点の法定耐用年数超過管路率は59.8%である。

また、整備時期が集中しており、更新時期も集中することが想定される。

安定給水を確保するため、浄水施設、管路ともに計画的な更新を実施していく必要がある。

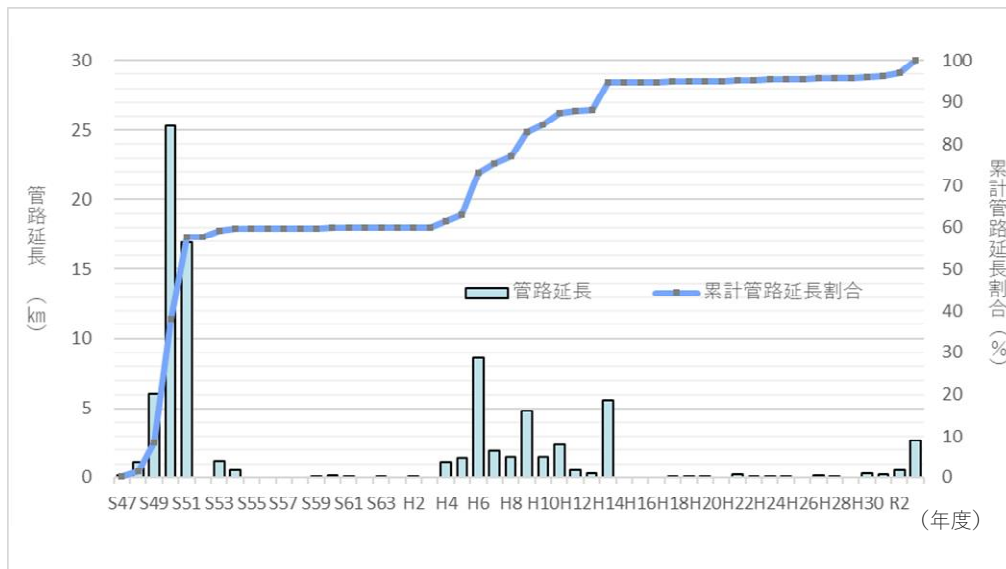


図 2.4 年度別布設管路延長（九十九里地域水道企業団）

イ 南房総広域水道企業団

・浄水施設

令和 4 年度末時点において、大多喜浄水場は稼働から 20 年以上経過しており、建築・土木構造物については法定耐用年数である 50 年～60 年を超過していないものの、電気・機械設備等については、法定耐用年数である 10 年～20 年を超過した設備の割合は 65.8%である。

・管路

令和 4 年度末時点の管路の総延長は、176.1 kmである。創設期である平成 3 年度、平成 4 年度に集中して整備しており、平成 8 年の給水開始までに整備した管路延長の割合は、全体の 90%以上となっている。これらの管路は法定耐用年数である 40 年を経過していないが、整備時期が集中しており、更新時期も集中することが想定される。

安定給水を確保するため、浄水施設、管路ともに計画的な更新を実施していく必要がある。

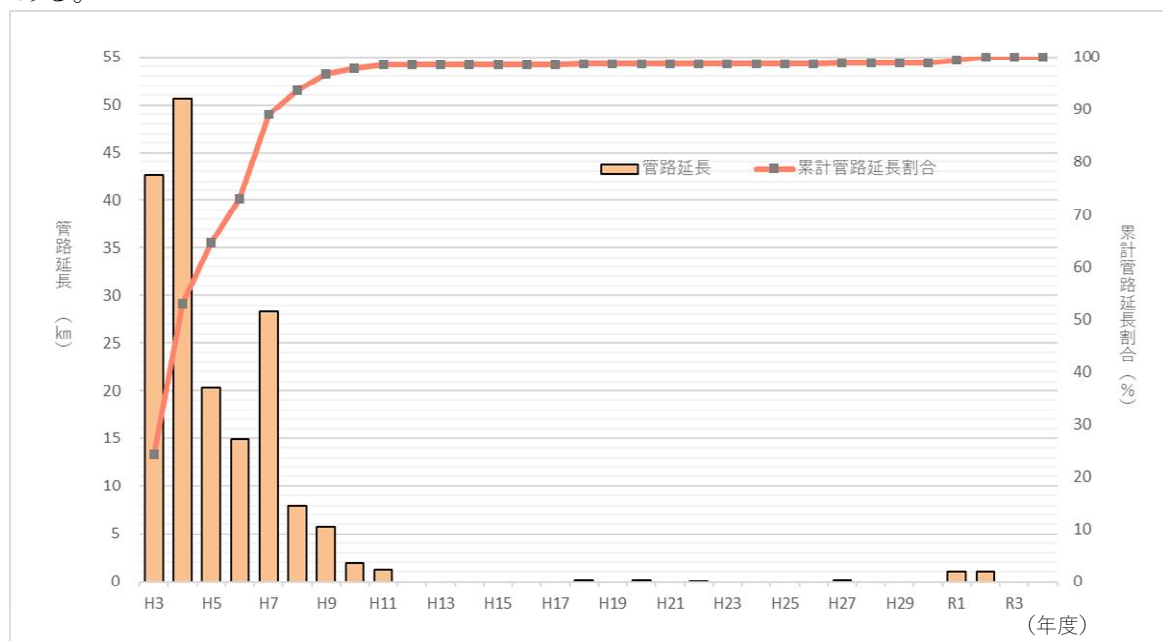


図 2.5 年度別布設管路延長（南房総広域水道企業団）

表 2.2 老朽化の状況（法定耐用年数超過率（R4 年度））

	浄水施設		管路
	建築・土木構造物	電気・機械設備等	
九十九里(企)	0.0%	55.9%	59.8%
南房総(企)	0.0%	65.8%	0.0%

(2) 耐震化

ア 九十九里地域水道企業団

・浄水施設

耐震化率は 55.4% であり、一部が耐震化されていない状況である。

・管路

耐震適合率は 78.3% であり、送水管や各浄水場間を結ぶ連絡管の一部が耐震化されていない状況である。

安定給水を確保するためにも、浄水施設、管路ともに耐震化事業を実施していく必要がある。

イ 南房総広域水道企業団

・浄水施設

耐震化率は 100.0% である。

・管路

耐震適合率は 95.0% であり、管路の一部が耐震化されていない状況である。

浄水施設については、耐震性が確保されているが、さらなる安定給水を確保するためにも、耐震適合性を有していない管路について耐震化事業を実施していく必要がある。

表 2.3 耐震化の状況（R4 年度）

	浄水施設 (耐震化率)	管路 (耐震適合率)
九十九里(企)	55.4%	78.3%
南房総(企)	100.0%	95.0%

2.2.3. 組織体制・職員数

両企業団とも、施設整備を集中的に行っていた創設期に比べ、現在の工事担当技術職員数は約 1/3 に減少している。今後は老朽化対策事業や耐震化事業が見込まれており、また、30 年後には浄水場の建築・土木構造物が更新時期を迎える見通しであるものの、両企業団ではベテラン職員の退職とそれに伴う技術力の低下が懸念されている。全国的にも技術職員の人手不足が深刻化する中、その安定的な確保や若手職員への技術継承・育成が必要となっている。

表 2.4 職種別年齢構成（令和 6 年 4 月 1 日現在）

（単位：人）

		30 歳未満	30 歳以上 40 歳未満	40 歳以上 50 歳未満	50 歳以上 60 歳未満	60 歳以上	合計
九十九里 （企）	事務職員	5	3	6	7	1	22
	技術職員	18	16	8	12	6	60
	計	23	19	14	19	7	82
南房総 （企）	事務職員	2	3	1	4	0	10
	技術職員	1	3	6	9	0	19
	計	3	6	7	13	0	29
合計	事務職員	7	6	7	11	1	32
	技術職員	19	19	14	21	6	79
	合計	26	25	21	32	7	111

2.2.4. 施設管理の実施状況

両企業団の施設管理の実施状況は、浄水場ごとに直営、委託の違いはあるものの、浄水場ごとに交代制勤務による 24 時間体制の運転管理を実施している。安定的な供給や原水水質の変動に応じた浄水処理を的確に行うためには、統合後も引き続き 24 時間体制の運転管理を継続する必要がある。

表 2.5 施設管理の主な実施状況

		浄水場 運転管理	場内外施設 ・設備保守点検	導送水管路 巡視点検	環境整備
九十九里(企)	光浄水場	直営	直営	直営	直営
	東金浄水場	直営	直営	直営	直営
	長柄浄水場	第三者委託	第三者委託	委託	第三者委託
南房総(企)	大多喜浄水場	直営及び委託	直営及び委託	委託	直営及び委託

2.2.5. 水質管理の実施状況

水質検査の実施状況及び原水水質の課題と対応状況は表 2.6 及び表 2.7 のとおりであり、取水地点は異なるものの、その課題と対策はほぼ同様である。安全・安心な水道用水を供給するためには、統合後も引き続き原水の水質状況を踏まえた適切な水質管理を行う必要がある。

表 2.6 水質検査の実施状況

	毎日検査	水質基準項目検査	水質管理目標 設定項目検査	独自設定項目検査
九十九里(企)	直営	直営及び委託	直営及び委託	直営及び委託
南房総(企)	直営	直営及び委託	直営及び委託	直営及び委託

表 2.7 原水水質の課題と対応状況

	取水地点	課題	対応
九十九里(企)	栗山川 房総導水路 長柄ダム	アンモニア態窒素	塩素注入
		トリハロメタン	粉末活性炭処理 塩素注入（中間塩素）
		クリプトスポリジウム及び ジアルジア	凝集処理 濁度管理
		カビ臭物質 植物プランクトン pH 値の上昇	粉末活性炭処理 塩素注入 凝集処理 濁度管理 pH 値調整
南房総(企)	長柄ダム	トリハロメタン	粉末活性炭処理 塩素注入（前塩素＋中間塩素）
		クリプトスポリジウム及び ジアルジア	凝集処理 濁度管理
		カビ臭物質 植物プランクトン pH 値の上昇	粉末活性炭処理 塩素注入 凝集処理 濁度管理 pH 値調整

2.2.6. 利水の安全性

両企業団が水源としている利根川水系は、計画利水安全度 1/5（5 年に 1 回程度発生する規模の渇水に対応する計画）として水資源開発されており、全国の主要水系が計画利水安全度を 1/10 としているのに比べ低くなっている。

両企業団ともに渇水時における円滑な水需給の調整を図るため、企業団と末端給水事業体で構成する渇水対策連絡協議会を設置しており、統合後は両地域の末端給水事業体を対象とした連絡協議会の設置など、渇水対策のあり方について整理する必要がある。

表 2.8 利根川水系の近年の渇水状況

渇水年	取水制限状況			
	取水制限期間		取水制限日数	最大取水制限率
	自	至	日間	
平成 9 年	2/1	3/25	53	10%
平成 13 年	8/10	8/27	18	10%
平成 24 年	9/11	10/3	23	10%
平成 25 年	7/24	9/18	57	10%
平成 28 年	6/16	9/2	79	10%

※ 過去の渇水では一部水源（房総導水路【東金・長柄ダム】）については取水制限の対象となっていない。

2.2.7. 財務状況

(1) 九十九里地域水道企業団

令和4年度決算は平成30年度に比べ、減価償却費が減少しているものの、物価高騰等の影響により、動力費が約8千万円増の約3億1千万円、薬品費が約8千万円増の約4億1千万円となったほか、房総導水路の維持管理負担金の増等により、負担金が約1億1千万円増の約5億5千万円となるなど、特別損失を除いた収益的支出は増加している。一方、給水収益は、一日最大送水量の減少等により約8千万円減の約55億3千万円となるなど、収益的収入は減少している。

また、建設改良費等が、約6億4千万円増の約19億8千万円となるなど増加している中、建設改良事業を企業債によらず実施してきたことなどにより、企業債残高が約14億2千万円減の約39億1千万円となった一方、資金残高は約10億5千万円減の約76億2千万円となった。

ア 収益性

令和4年度決算は平成30年度に比べ、後述する独自の基本料金の算定による給水収益の減や物価高騰等の影響を受けた収益的支出の増加等により、収入、支出ともに悪化していることから、経常収支比率は、6.2ポイント減の105.6%となっており、全国の水道用水供給事業体（以下「全国（用供）」という。）の中央値を下回っている。

また、供給単価は概ね横ばいである一方で、収益的支出の増加等を受けて給水原価が9.3円上昇していることから、料金回収率は7.5ポイント悪化して106.1%となっている。

すでに厳しい経営状況となっているが、今後も物価上昇傾向は続くと考えられること、施設・設備の老朽化対策や耐震化の必要があることから、費用は増加するものと考えられる一方、水需要の減少に伴い、収入は減少していくと見込まれることから、経常収支比率はさらに悪化していくものと想定される。

なお、予算においては、令和5年度以降、既に赤字予算での編成を余儀なくされている。

イ 財務

令和4年度決算は平成30年度に比べ、健全性を示す自己資本構成比率は概ね横ばいであり、類似団体や全国（用供）の中央値と比較しても高い水準である。

投下資本の回収と再投資とのバランスから財務の健全性を判断する企業債償還元金対減価償却費比率について、一般にこの比率が100%を超えると再投資に当たって企業債等の外部資金に頼らざるを得なくなり財務の健全性が損なわれるが、100%を下回っていることから、健全な状況であるといえる。ただし、施設の老朽化が進んでおり、これを加味した場合、資金残高を中心として財務状況は悪化することが見込まれる。

ウ 資産の状況

施設の経年化・老朽化の度合いを示す有形固定資産減価償却率は全国（用供）の中央値と比較して高い水準で推移しており、資産の老朽化が進んでいる状況にある。

財務状況は、表面上は健全な範囲にあるが、喫緊の課題として収益性が急激に悪化している中で、施設の老朽化への対応が必要であるため、予断を許さない状況にある。

表 2.9 九十九里地域水道企業団の財政収支

(単位:千円、収益的収支:税抜、資本的収支:税込)

項目	H30	R1	R2	R3	R4	R4-H30(増減)
収益的収入(特別利益除く)	6,382,477	6,071,168	6,093,675	5,991,216	6,083,598	▲298,879
給水収益	5,604,424	5,434,738	5,437,866	5,431,212	5,526,575	▲77,849
長期前受金戻入	774,548	623,335	625,954	547,333	553,120	▲221,428
特別利益	55,011	0	241,774	188	0	▲55,011
その他	3,505	13,095	29,855	12,671	3,903	398
収益的支出(特別損失除く)	5,707,628	5,741,731	5,994,753	5,651,736	5,761,388	53,760
動力費	231,309	232,362	197,500	208,677	306,527	75,218
薬品費	322,923	332,091	344,966	315,911	406,904	83,981
負担金	445,056	471,567	536,835	510,135	554,497	109,441
減価償却費等	2,937,448	2,818,135	3,001,226	2,638,455	2,668,035	▲269,414
特別損失	739,797	0	1,966,918	15,570	12,321	▲727,476
その他	1,770,892	1,887,576	1,914,226	1,978,558	1,825,425	54,533
経常収支	674,849	329,437	98,922	339,480	322,209	▲352,640
資本的収入	0	0	82,350	887,755	338,789	338,789
企業債	0	0	0	535,700	253,900	253,900
国・県補助金	0	0	0	179,260	83,566	83,566
その他	0	0	82,350	172,795	1,323	1,323
資本的支出	2,043,459	4,975,121	3,708,755	2,958,041	2,647,550	604,091
建設改良費・拡張工事費	1,342,246	3,833,849	2,587,568	2,310,194	1,981,780	639,534
企業債償還金・年賦償還金	701,213	641,272	621,187	647,847	665,770	▲35,444
その他	0	500,000	500,000	0	0	0
資本的収支	▲2,043,459	▲4,975,121	▲3,626,405	▲2,070,286	▲2,308,761	▲265,302
資金残高	9,624,923	10,197,540	7,374,705	8,460,600	7,621,303	▲2,003,620
企業債残高	5,337,962	4,801,617	4,257,281	4,233,897	3,912,341	▲1,425,621

※ 平成30年度の特別損失約7.4億円は調整池施設の無償譲渡に伴うもの、令和2年度の特別損失約19.7億円は霞ヶ浦導水事業からの撤退に伴うものである。

表 2.10 九十九里地域水道企業団の経営指標の推移

経営指標	H30	R1	R2	R3	R4	R4-H30(増減)	全国類似	全国用供
経常収支比率(%)	111.8	105.7	101.7	106.0	105.6	▲6.2	115.3	114.6
供給単価(円/㎡)	147.4	142.6	142.0	143.3	147.6	0.2	96.7	91.4
給水原価(円/㎡)	129.8	134.3	140.2	134.7	139.1	9.3	95.6	79.2
料金回収率(%)	113.6	106.2	101.3	106.4	106.1	▲7.5	114.8	113.7
企業債残高対給水収益(%)	95.2	88.4	78.3	78.0	70.8	▲24.4	167.6	205.1
自己資本構成比率(%)	90.0	87.2	89.8	89.3	91.3	1.3	85.0	84.5
企業債償還元金対減価償却費比率(%)	25.0	24.5	26.9	27.0	27.6	2.6	49.0	52.8
有形固定資産減価償却率(%)	64.6	65.9	62.8	63.5	62.7	▲1.9	57.9	56.3

※ 「全国類似」は規模が類似する水道用水供給事業体の、「全国用供」は全国の水道用水供給事業体の令和4年度の各指標の中央値を記載している。

(2) 南房総広域水道企業団

令和 4 年度決算は平成 30 年度に比べ、企業債償還利息が減少しているものの、物価高騰等の影響により、動力費が約 5 千万円増の約 1 億 6 千万円、（独）水資源機構への負担金の増加などから、負担金が約 1 億 5 千万円増の約 3 億 8 千万円となるなど、収益的支出は増加している。

なお、給水収益を中心とした収益的収入はほぼ横ばいで推移している。

また、建設改良事業を、企業債を償還額の範囲内で活用することで実施してきたことなどにより、企業債残高が約 10 億円減の約 23 億 9 千万円となり、資金残高は約 15 億 3 千万円増の約 60 億 8 千万円となった。

ア 収益性

令和 4 年度決算は平成 30 年度に比べ、収益的収入はほぼ横ばいを維持しているが、物価高騰等の影響を受けた収益的支出の増加等から収益的収支が急激に悪化しており、経常収支比率は 6.7 ポイント減の 103.7%となっており、全国（用供）の中央値を下回っている。

供給単価はおおむね横ばいである一方で、収益的支出の増加等を受けて給水原価が 9.8 円上昇していることから、料金回収率は、7.8 ポイント悪化して 104.8%となっている。

すでに厳しい経営状況となっているが、今後も物価上昇傾向は続くと考えられること、施設・設備の老朽化対策の必要があることから、費用は今後も増加するものと考えられるため、経常収支比率はさらに悪化していくものと想定される。

なお、予算においては、令和 5 年度以降、既に赤字予算での編成を余儀なくされているとともに、決算においては、令和 5 年度は純損失を計上している。

イ 財務

令和 4 年度決算は平成 30 年度に比べ、自己資本構成比率は上昇（好転）しており、類似団体や全国（用供）の中央値と比較しても高い水準である。

企業債償還元金対減価償却費比率は低下しており、100%を下回っていることから、健全な状況であるといえる。ただし、施設の老朽化が進んでおり、これを加味した場合、資金残高を中心として財務状況は悪化することが見込まれる。

ウ 資産の状況

施設の経年化・老朽化の度合いを示す有形固定資産減価償却率は全国（用供）の中央値と比較して高い水準で推移し、また、上昇傾向にあり、資産の老朽化が進んでいる状況にある。

財務状況は、喫緊の課題として収益性が急激に悪化している中で、施設の老朽化への対応が必要であるため、予断を許さない状況にある。

表 2.11 南房総広域水道企業団の財政収支

(単位:千円、収益的収支:税抜、資本的収支:税込)

項目	H30	R1	R2	R3	R4	R4-H30(増減)
収益的収入(特別利益除く)	3,804,024	3,815,437	3,782,537	3,762,440	3,784,270	▲19,754
給水収益	2,823,102	2,832,848	2,831,820	2,820,466	2,833,006	9,904
長期前受金戻入	939,200	959,418	929,235	933,615	947,653	8,453
特別利益	0	0	0	0	0	0
その他	41,722	23,171	21,482	8,359	3,611	▲38,111
収益的支出(特別損失除く)	3,445,491	3,536,706	3,416,461	3,458,937	3,650,896	205,405
動力費	113,429	113,462	102,981	106,659	162,382	48,952
薬品費	212,610	199,495	164,305	171,371	213,381	772
負担金	221,787	349,901	324,054	381,775	375,655	153,868
減価償却費等	1,944,593	2,001,259	1,971,236	1,978,171	2,040,442	95,849
特別損失	0	0	1,743	0	5,000	5,000
その他	953,072	872,589	853,885	820,961	859,036	▲94,036
経常収支	358,533	278,731	366,076	303,503	133,373	▲225,160
資本的収入	533,869	451,836	437,499	44,031	396,400	▲137,469
企業債	188,300	125,300	111,000	0	396,400	208,100
国・県補助金	345,569	326,536	254,618	0	0	▲345,569
その他	0	0	71,881	44,031	0	0
資本的支出	3,101,155	1,850,923	1,524,528	925,112	1,181,210	▲1,919,945
建設改良費・拡張工事費	1,932,017	706,936	527,196	469,356	741,360	▲1,190,657
企業債償還金・年賦償還金	1,169,139	1,143,988	995,937	455,756	439,849	▲729,289
その他	0	0	1,395	0	0	0
資本的収支	▲2,567,286	▲1,399,087	▲1,087,029	▲881,081	▲784,810	1,782,476
資金残高	4,550,172	4,378,384	4,761,413	5,330,624	6,080,376	1,530,204
企業債残高	3,396,512	3,113,796	2,814,861	2,411,488	2,396,370	▲1,000,142

※ 令和2年度の特別損失約174万円は固定資産売却損に伴うもの、令和4年度の特別損失約500万円は過年度損益修正損に伴うものである。

表 2.12 南房総広域水道企業団の経営指標の推移

経営指標	H30	R1	R2	R3	R4	R4-H30(増減)	全国類似	全国用供
経常収支比率(%)	110.4	107.9	110.7	108.8	103.7	▲6.7	114.5	114.6
供給単価(円/㎡)	247.0	245.6	240.9	248.9	240.1	▲6.9	90.8	91.4
給水原価(円/㎡)	219.3	223.4	211.6	222.9	229.1	9.8	75.9	79.2
料金回収率(%)	112.6	109.9	113.9	111.7	104.8	▲7.8	115.2	113.7
企業債残高対給水収益(%)	120.3	109.9	99.4	85.5	84.6	▲35.7	161.6	205.1
自己資本構成比率(%)	90.6	92.4	93.7	94.3	93.9	3.3	90.4	84.5
企業債償還元金対減価償却費比率(%)	39.8	42.3	39.6	38.7	38.8	▲1	11.2	52.8
有形固定資産減価償却率(%)	55.3	55.7	57.2	59.2	60.1	4.8	55.9	56.3

※ 「全国類似」は規模が類似する水道用水供給事業体の、「全国用供」は全国の水道用水供給事業体の令和4年度の各指標の中央値を記載している。

2.2.8. 水道用水供給料金

両企業団の水道用水供給料金については、水道用水供給条例に基づき、基本料金と従量料金との合算額としており^{※1}、表 2.13 の単価に基づき表 2.14 の式で算出される。

なお、基本料金算定基礎となる基本水量について、九十九里地域水道企業団は直近の実績水量を用いて算出し、この数値を基に3箇年ごとに末端給水事業体と協定を締結している。

基本料金（単価）は平成23年度の変更（引下げ）以降、変わっていないが、水需要の減少が進む現状では、基本水量は協定締結ごとに実績水量の減少に合わせて減少しているため実質的な値下げに近い形となっている^{※2}。

また、平成30年度以降は特例措置として、実績水量を基にした基本水量に調整率を乗じて更に年6～8%の減量を行い、基本料金を減額しており、再投資にあたり資金が不足するおそれがある。

※1. 両企業団ともに二部料金制（基本水量（責任水量）に基づく基本料金＋使用水量に基づく従量料金）であり、水道用水供給事業では一般的な料金制度である。

※2. 基本水量（責任水量）については、末端給水事業体の要望に基づく中長期の計画値により決定することが一般的である。

表 2.13 水道用水供給料金に係る料金単価

	基本料金（税抜）	従量料金（税抜）	消費税率の変更に伴うものを除く直近改定年度
九十九里(企)	121.00 円/㎥	17.00 円/㎥	H23 年度 [※]
南房総(企)	162.97 円/㎥	26.70 円/㎥	H24 年度 [※]

※ 令和元年度に消費増税に伴う改定がなされている。

表 2.14 水道用水供給料金の算出式

	基本料金（税込）	従量料金（税込）
九十九里(企)	算定年度の直近3箇年における一日最大送水量の平均値 ×365×0.94（調整率）×121.00 円/㎥×1.1 [※]	末端給水事業体の使用水量 ×17.00 円/㎥×1.1
南房総(企)	末端給水事業体の基本水量×162.97 円/㎥ ×1.1	末端給水事業体の使用水量 ×26.70 円/㎥×1.1

※ 令和6年度時点の算定式を記載している。

第3章. 水需要予測

3. 1. 水需要予測

3. 1. 1. 推計方法

本計画における水需要予測は、九十九里地域及び南房総地域の末端給水事業体における水需要予測（令和 4 年度基準）を基に以下の 3 項目について推計した。

- ①有 収 水 量 $[m^3/日]$ ：末端給水事業体の一日常給水量 $\times$ 受水率
- ②一日平均送水量 $[m^3/日]$ ：有収水量 $\div$ 用水供給事業の有収率
- ③一日最大送水量 $[m^3/日]$ ：末端給水事業体が算出した一日最大給水量
における受水量の合計

3. 1. 2. 水需要予測結果

(1) 九十九里地域

統合初年度の令和 8 年度に一日平均送水量及び一日最大送水量がピークとなり、それ以降徐々に減少していくことが予想され、計画期間の最終年度である令和 27 年度には、令和 8 年度予測値に比べ 20%程度減少することが見込まれる。

(2) 南房総地域

統合後 10 年目の令和 17 年度に一日平均送水量及び一日最大送水量がピークとなり、その後緩やかな減少傾向となるものの、計画期間の最終年度である令和 27 年度において、令和 8 年度予測値に比べ 2%程度の減少に留まることが見込まれる。南房総地域では末端給水事業体が自己水源から受水へ転換することを計画しているため、九十九里地域と比較して水需要の減少が緩やかとなっている。

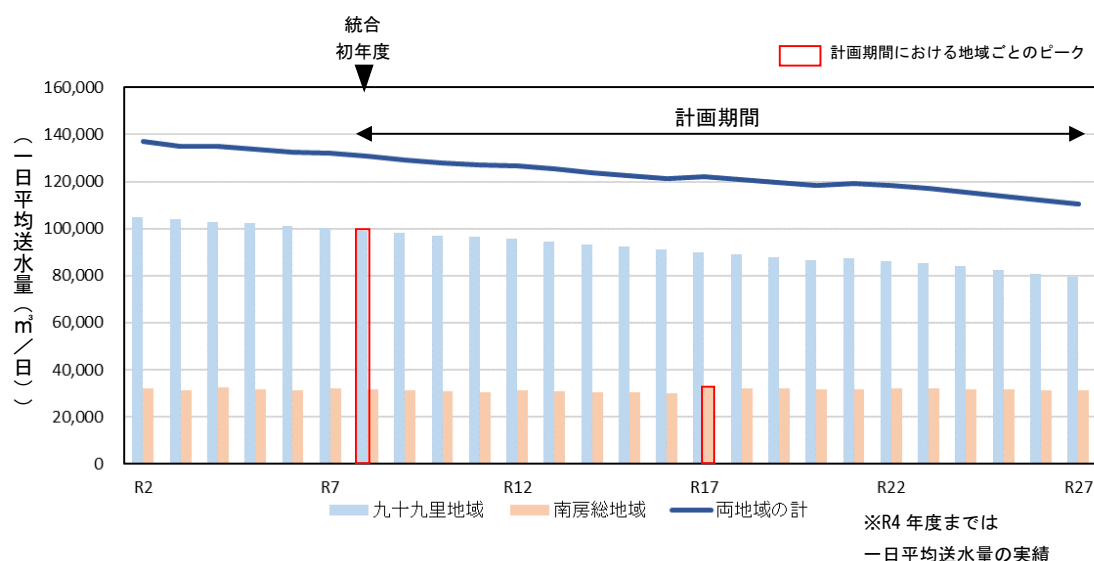


図 3.1 計画期間における一日平均送水量（令和 4 年度基準）

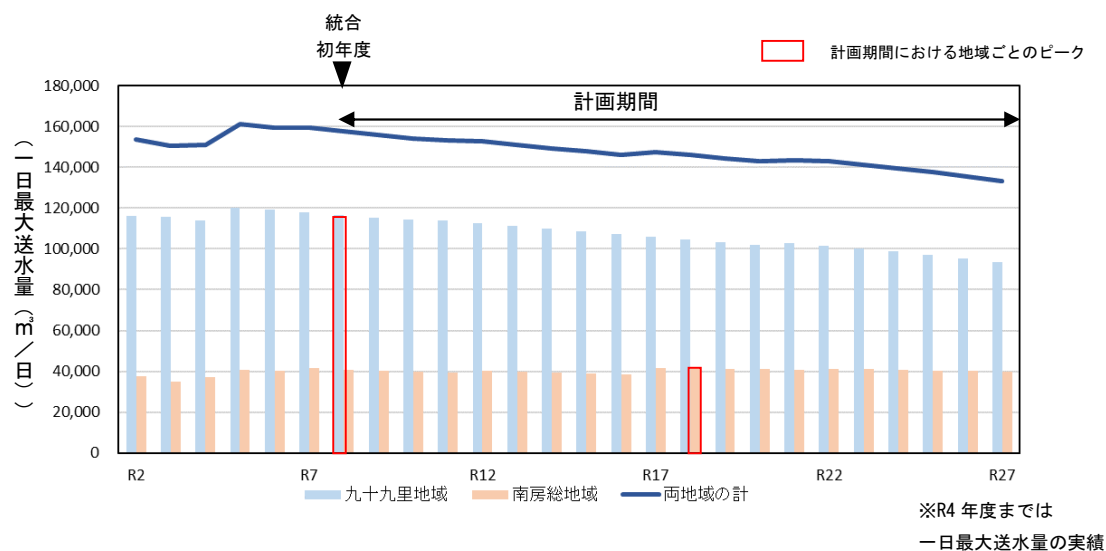


図 3.2 計画期間における一日最大送水量（令和 4 年度基準）

表 3.1 一日平均送水量及び一日最大送水量（単位：m³/日）

		統合初年度 R8 年度	統合後 10 年目 R17 年度	統合後 20 年目 R27 年度
九十九里地域	一日平均送水量	99,124	89,975 (90.8%)	79,297 (80.0%)
	一日最大送水量	116,670	105,900 (90.8%)	93,340 (80.0%)
南房総地域	一日平均送水量	31,645	32,326 (102.2%)	31,141 (98.4%)
	一日最大送水量	40,870	41,650 (101.9%)	40,030 (97.9%)
全体	一日平均送水量	130,769	122,301 (93.5%)	110,438 (84.5%)
	一日最大送水量	157,540	147,550 (93.7%)	133,370 (84.7%)

※（ ）内の数値は令和 8 年度の予測値と比較した割合

参考

末端給水事業体における水需要予測

(単位：m³/日)

		統合初年度 R8 年度	統合後 10 年目 R17 年度	統合後 20 年目 R27 年度
九十九里地域	一日平均給水量	109,746	99,261 (90.4%)	85,509 (77.9%)
	一日最大給水量	129,372	117,098 (90.5%)	100,884 (78.0%)
南房総地域	一日平均給水量	72,497	58,463 (80.6%)	46,910 (64.7%)
	一日最大給水量	95,528	76,863 (80.5%)	61,617 (64.5%)
全体	一日平均給水量	182,243	157,724 (86.5%)	132,419 (72.7%)
	一日最大給水量	224,900	193,961 (86.2%)	162,501 (72.3%)

※ () 内の数値は令和 8 年度の予測値と比較した割合

参考

末端給水事業体における水道用水供給事業からの受水率（見込み）

	統合初年度 R8 年度	統合後 10 年目 R17 年度	統合後 20 年目 R27 年度
九十九里地域	90.2%	90.4%	92.5%
南房総地域	42.8%	54.2%	65.0%

第4章. 施設整備計画

4.1. 基本的な考え方

4.1.1. 基本方針

- ・将来にわたる安定給水を確保できるよう、統合から20年間を計画期間とした施設整備計画を策定し、老朽化が進み、又は耐震性に欠ける施設・設備の計画的な更新を行う。
 - ・施設・設備の更新時期については、国の「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」（以下「手引き」という。）を参考に目標使用年数を設定し、年度ごとの事業量の妥当性についても勘案した上で設定する。
 - ・水需要予測や施設の稼働状況を踏まえ、適正な施設規模の検討を行う。
- また、浄水場の統廃合などの施設の最適化については、浄水場の更新が計画期間後に想定されることから、統合後において水需要及び施設稼働状況の実績を踏まえつつ、より具体的な検討を行う。

表 4.1 工種別目標使用年数

工種	目標使用年数
建築・土木構造物、管路	70年～80年
電気・機械・計装設備	15年～30年

4.1.2. 事業費の算出方法

- ・両企業団における既存計画対象期間までは、当該計画を踏襲し、それ以降は「手引き」に基づき事業費を算定する。
 - ・事業費の算定にあたっては、固定資産台帳の取得原価を基に、物価上昇分を補正し現在価値化を行う。
- （施設整備計画で算出した事業費は、令和6年度時点で現在価値化したものであり、以降の物価上昇分などの変動要素については、第6章 財政収支計画で考慮する。）

4.1.3. 計画の見直し

施設整備計画については、事業の進捗や社会情勢などを考慮し、適宜（5年ごと）見直しを実施することとする。

4.2. 事業概要

4.2.1. 全体事業費

計画期間 20 年間ににおける総事業費は約 765 億円であり、うち約 42 億円（九十九里地域 約 32 億円、南房総地域 約 10 億円）については、統合に伴い活用可能な国の交付金を最大限活用することを見込んでいる。

表 4.2 計画期間 20 年間の事業費

(単位：億円)

	R8 年度～17 年度 (統合後 10 年目まで)	R18 年度～27 年度 (統合 11 年目～20 年目)	20 年間計
九十九里地域	311	266	577
南房総地域	102	86	188
計	413	352	765

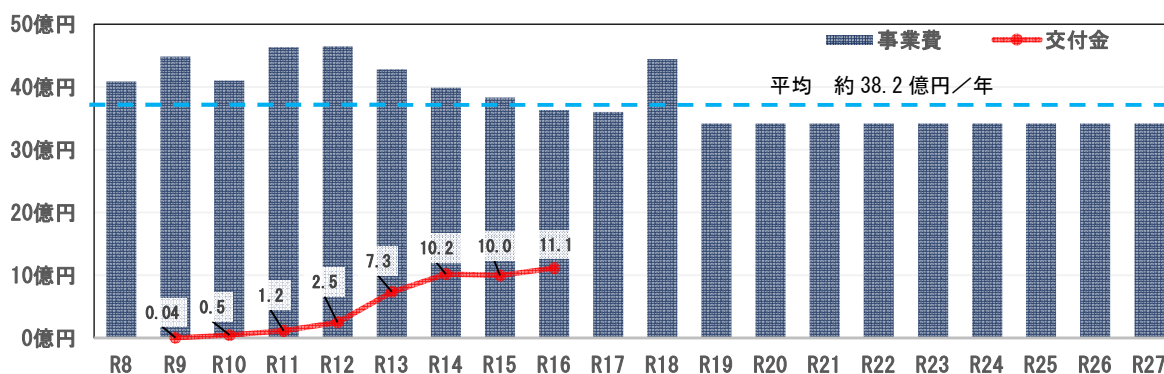


図 4.1 事業費の推移

		計画期間	
地域	工種	R8 年度～17 年度 (統合後 10 年目まで)	R18 年度～27 年度 (統合 11 年目～20 年目)
九十九里地域	建築・土木構造物	耐震化事業 約 20 億	
	管路	耐震化事業 約 110 億	老朽化対策事業 約 113 億
	電気・機械・計装設備	老朽化対策事業 約 334 億	
南房総地域	管路		耐震化事業 約 30 億
	電気・機械・計装設備	老朽化対策事業 約 158 億	

図 4.2 事業スケジュール

4.2.2. 老朽化対策事業

- ・両企業団の水道施設については、老朽化が進んでいる施設があることから、安定給水を維持するため、計画的に更新する。更新にあたっては、長寿命化を図ることを基本として目標使用年数を設定し、施設の重要度や老朽度、年度ごとの事業量の妥当性について勘案した上で事業量を平準化する。
- ・更新時期まで施設を使用できるよう、予防保全による適切な維持管理を行い、施設の健全性を保持することとする。

(1) 浄水施設

ア 事業内容

両地域における老朽化した電気設備、機械設備等の更新

イ 事業費

約 492 億円

表 4.3 水道施設（設備類）の更新における計画事業費 （単位:億円）

	R8 年度～17 年度 (統合後 10 年目まで)	R18 年度～27 年度 (統合 11 年目～20 年目)	20 年間計
九十九里地域	192	142	334
南房総地域	102	56	158
計	294	198	492

ウ 主な工事

(九十九里地域)

○統合 1 年目から 10 年目まで

光浄水場電気設備更新工事、中央監視制御設備更新工事

東金浄水場中央監視制御設備更新工事、薬品注入設備更新工事

長柄浄水場（Ⅱ）電気設備更新工事、薬品沈澱池設備更新工事

○統合 11 年目から 20 年目まで

長柄浄水場中央監視制御設備更新工事

長柄取水場（Ⅰ）電気設備更新工事

(南房総地域)

○統合 1 年目から 10 年目まで

大多喜浄水場 1 系 2 号沈澱池電気計装設備更新工事

大多喜浄水場薬品注入棟動力設備更新工事

○統合 11 年目から 20 年目まで

大多喜浄水場監視制御設備更新工事

(2) 管路

ア 事業内容

九十九里地域における老朽化した管路の更新（20.4km）

イ 事業費

約 113 億円

表 4.4 管路の更新における計画事業費

（単位：億円）

	R8 年度～17 年度 （統合後 10 年目まで）	R18 年度～27 年度 （統合 11 年目～20 年目）	20 年間計
九十九里地域	—	113	113
南房総地域	—	—	—
計	—	113	113

(3) 効果

- ・ 目標使用年数による更新を行うことで事業費を圧縮することが可能となる。
- ・ 事業量を平準化することで更新需要の集中が抑制され着実な更新の実施が可能となる。

4.2.3. 耐震化事業

- ・九十九里地域水道企業団では、浄水施設・管路の一部が耐震化されていない状況であり、南房総広域水道企業団では、浄水施設は耐震化されているものの、管路の一部が耐震化していない状況である。
- ・昨今、全国的に震災による断水が数多く発生しており、広範囲に水道水を供給する水道用水供給事業において断水事故が起これば影響は甚大であることから、耐震化事業については、目標使用年数にとらわれず、重要度や老朽度を勘案し計画的に推進していく。

(1) 浄水施設

ア 事業内容

九十九里地域における浄水施設の耐震化

イ 事業費

約 20 億円

表 4.5 浄水施設の耐震化における計画事業費 (単位：億円)

	R8 年度～17 年度 (統合後 10 年目まで)	R18 年度～27 年度 (統合 11 年目～20 年目)	20 年間計
九十九里地域	20	—	20
南房総地域	—	—	—
計	20	—	20

ウ 主な工事

東金浄水場 1 系ろ過池耐震補強工事

長柄浄水場(Ⅰ) 2系薬品沈澱池、2系ろ過池耐震補強工事

(2) 管路

ア 事業内容

両地域における管路の耐震化

イ 事業費

約 140 億円

表 4.6 管路の耐震化における事業費

(単位：億円)

	R8 年度～17 年度 (統合後 10 年目まで)	R18 年度～27 年度 (統合 11 年目～20 年目)	20 年間計
九十九里地域	100	10	110
南房総地域	—	30	30
計	100	40	140

ウ 主な工事

(九十九里地域) 常用管 2.1km、連絡管（非常用管）15.6km の耐震化工事

(南房総地域) 常用管 4.4 km の耐震化工事

(3) 効果

- ・ 九十九里地域において、地域の水需要に対応しうる施設の耐震化が図られる。
- ・ 両地域における管路の耐震適合率が向上することで、震災による断水発生リスクが低減される。

表 4.7 耐震化の効果

	浄水施設の耐震化率		管路の耐震適合率	
	R4 年度末	R27 年度末	R4 年度末	R27 年度末
九十九里地域	55.4%	88.1%	78.3%	100.0%
南房総地域	100.0%	耐震化済	95.0%	97.5%

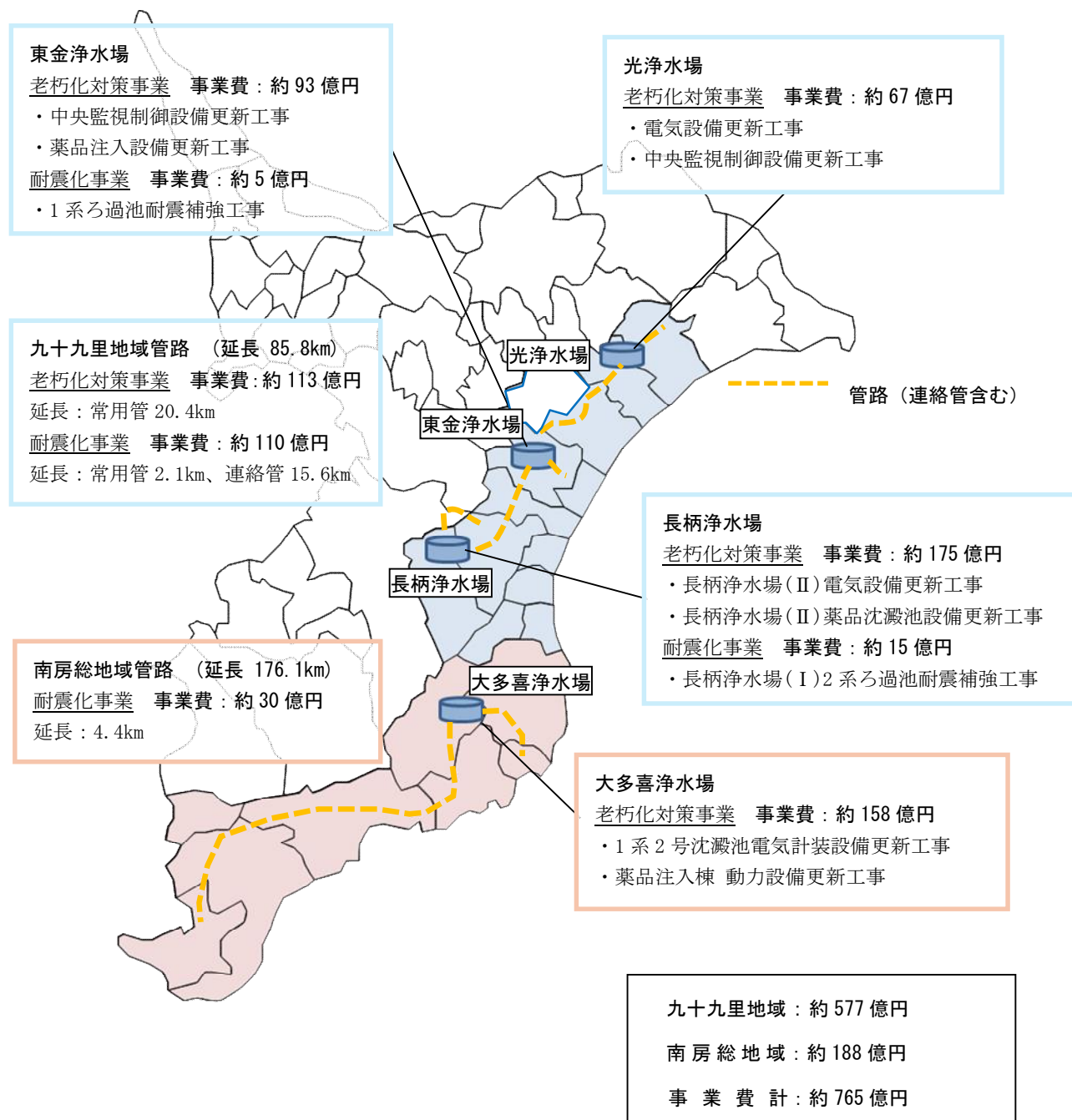


図 4.3 浄水場別の主な事業および管路事業

4.2.4. 今後の検討

水需要の動向及び施設の稼働状況等を踏まえるとともに、施設の大規模更新の内容や時期についても考慮し、施設の適正規模について検討することとする。

(1) 九十九里地域

ア 浄水施設

九十九里地域水道企業団では、現時点で浄水場の利用率及び最大稼働率が低く施設能力に余剰が生じており、今後も更なる低下が見込まれることから、3 浄水場体制から2 浄水場体制への移行等の統廃合を含めたダウンサイジングの整理を進めている。

本計画においてもこの考えを基本としつつ、施設の余剰能力の活用を図ることを目的に長柄浄水場から千葉市営水道に送水することなどの検討を行っていく。

なお、施設の適正規模については、管路の老朽化に伴う更新を統合後 11 年目以降に見込んでおり、一体で検討する必要があることから、統合後における水需要及び施設稼働状況の実績などを勘案しつつ、統合後 10 年目までに検討する。

イ 管路

管路は企業団創設時の計画水量に応じた口径で整備しており、施設能力と同様に現時点で余剰が生じていることに加え、今後更なる水需要の低下が見込まれるためダウンサイジングの検討が必要である。

管路の老朽化に伴う更新は、統合後 11 年目以降に見込んでいることから、統合後 10 年目までに検討する。

(2) 南房総地域

ア 浄水施設

大多喜浄水場は、統合後 20 年目の最大稼働率は、計画一日最大送水量を施設能力とした場合には 95%近いものの、浄水施設の 1 日に送水できる最大能力は 55,060 m³/日であり、余剰が生じている。老朽化に伴う土木構造物の更新は計画期間より後に見込んでいることから、統合後における水需要及び施設の稼働状況の実績などを勘案しつつ、将来の更新に併せてダウンサイジングを検討する。

イ 管路

浄水施設の 1 日に処理できる最大能力により管路の口径を決定し整備したため、管路の口径に余剰が生じているが老朽化に伴う更新を計画期間より後に見込んでいることから、将来の更新に併せてダウンサイジングを検討する。

第5章. 管理体制

5.1. 組織体制

5.1.1. 組織

統合後の水道用水供給事業を円滑に運営するため、県企業局に「（仮称）用水供給部」を新設する。

「（仮称）用水供給部」には、水道用水供給事業の総合調整、企画、経営管理等を担う「（仮称）用水供給管理課」及び大規模施設の更新や施設の維持・運転管理の総括等を担う「（仮称）用水供給施設課」を設置する。

また、地域において施設の更新や維持・運転管理等を行うため、「（仮称）九十九里用水供給事務所」及び「（仮称）南房総用水供給事務所」を設置する。

なお、人事、予算、経理などの管理部門は、県企業局の管理部に集約する。

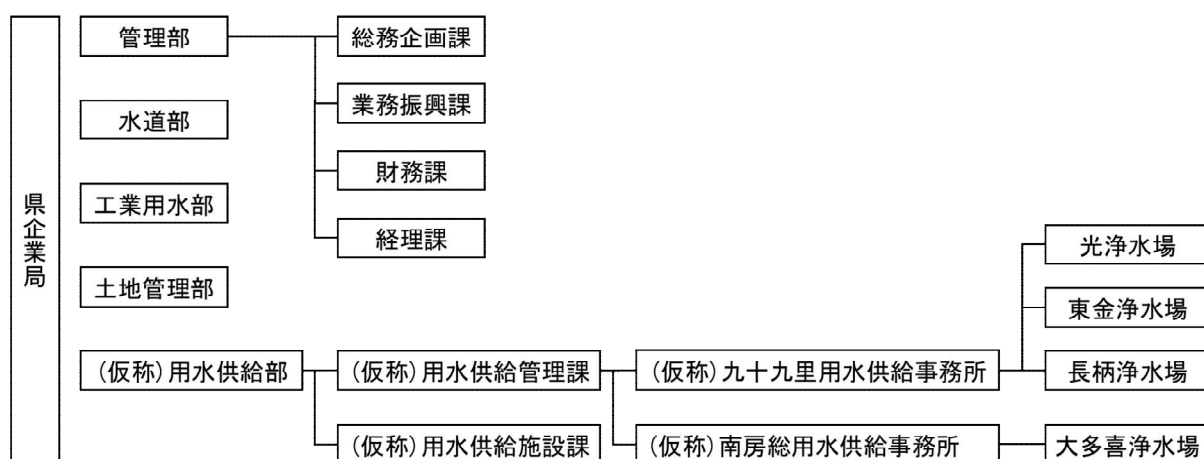


図 5.1 統合後の県企業局組織体制のイメージ

5.1.2. 事務所

「（仮称）用水供給管理課」及び「（仮称）用水供給施設課」は県企業局新庁舎に、
「（仮称）九十九里用水供給事務所」及び「（仮称）南房総用水供給事務所」はそれぞれ現在の企業団の庁舎に置く。

5.2. 維持管理体制

統合後の維持管理体制は表 5.1 に示すとおり現行の体制を継続することを基本とし、法令に基づき適切に対応する。

表 5.1 統合後の維持管理体制

① 浄水場の運転管理に関する業務 ・ 現行の運転管理体制を継続する。
② 浄水施設の維持管理に関する業務 ・ 現行の維持管理体制を継続する。
③ 管路の維持・修繕に関する業務 ア 通常時における維持・修繕 ・ 現行の維持・修繕体制を継続する。 ・ 水管橋の点検については、他事業体の新技術の活用事例等を参考に検討を進める。 イ 緊急時における維持・修繕 ・ 統合時までに緊急時における点検実施の基準を統一し、巡視・点検を実施する。
④ 水質検査に関する業務 ・ 現行の水質検査を継続する。

5.3. 危機管理体制

近年、激甚化している台風や地震等の自然災害に対して迅速かつ的確に対応するため、表 5.2 に示す各種マニュアル・協定等を整備し、これに基づき、危機管理体制を構築する。
また、災害時における対応力向上のため、危機管理対策マニュアルに基づき訓練を実施する。

表 5.2 統合後の危機管理対策

① 災害対策基本計画、危機管理対策マニュアル、水安全計画 ・ 統合までに各種マニュアルを策定する。
② 情報セキュリティ対策 ・ 「千葉県情報セキュリティ基本方針」及び「千葉県情報セキュリティ対策基準」に基づき情報セキュリティ対策を講じる。
③ 他事業体との相互応援協定 ・ 「千葉県水道災害相互応援協定」及び「日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定」による応援体制を継続する。
④ 工事業者等との協定 ・ 両企業団で締結している協定を継続する。
⑤ 燃料供給に関する協定 ・ 両企業団で締結している協定を継続する。

第6章. 財政収支計画

6.1. 基本的な考え方

- ・地方公営企業法や水道法の趣旨を踏まえ、合理的かつ能率的な経営を行うとともに、適正な原価を基準とした料金を徴することにより、健全な経営を維持する。
- ・将来にわたる安定給水を確保できるよう、老朽化が進み、又は耐震性に欠ける施設・設備の計画的な更新を行う施設整備計画（本計画 第4章）を財政収支計画に反映させる。
- ・健全な経営を持続していくためには、定期的に適正な原価を反映させる必要があることから、5年ごとに収支見直しを見直すこととし、収支状況に応じて料金改定を検討する。
- ・九十九里地域と南房総地域の供給単価に差がある現状等を踏まえ、統合後10年間は地域別に区分して経理し、11年目に統一する。
- ・すべての末端給水事業体が、統合に伴い生じる水道用水供給料金の上昇抑制効果を享受できるよう、統合後10年間は末端給水事業体ごとに基本料金を調整する。

6.2. 水道用水供給料金

6.2.1. 料金体系の基本的な考え方

- ・水道用水供給事業における経費は、送水量にかかわらず施設の維持管理や更新に必要な固定費と送水量に応じた変動費で構成しており、その全額を安定的に回収するため、それぞれ、使用水量によらない基本料金と使用水量に応じた従量料金の二部料金制とする。

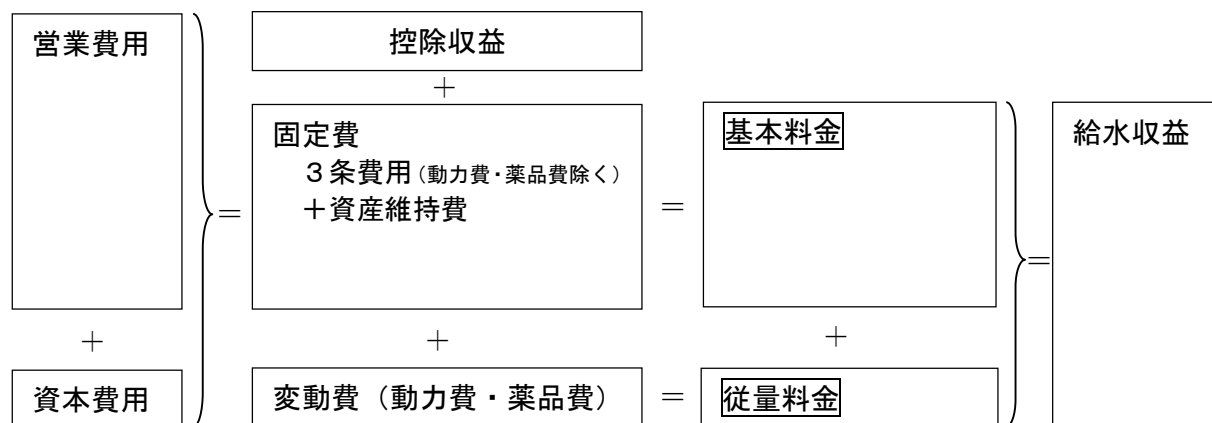


図 6.1 料金体系の基本的な考え方

- ・料金水準については、健全経営を維持できるよう、各年度の収益的収支の均衡を図るとともに、将来の建設改良費の原資の一部となる資産維持費を確保できるようにする。
- ・5年ごとに収支見直しの見直しを行い、その結果、合理的かつ能率的な経営を行ってもなお恒常的な損失や資金不足が見込まれる場合には、料金改定を行う。

6.2.2. 料金体系（料金算定方法）

(1) 統合後 10 年目まで

ア 現在の両地域の供給単価に差があることから、統合後 10 年間は地域別料金とする。

イ 基本料金

- ・すべての末端給水事業体が、統合に伴い生じる水道用水供給料金の上昇抑制効果を享受できるよう、市町村水道総合対策事業補助金振替・市町村追加負担分は、末端給水事業体ごとの活用実績額や実負担額で按分し、基本料金に反映させる。
- ・各地域の基本料金単価に末端給水事業体ごとの割当基本水量を乗じて、料金を算定する。
なお、割当基本水量は、九十九里地域においては、令和 6 年度の協議により定めた水量、南房総地域においては令和 7 年度の基本水量の按分方法を基準とし、統合に伴い生じる水道用水供給料金の上昇抑制効果を考慮して、末端給水事業体ごとに設定する。

ウ 従量料金

- ・各地域の従量料金単価に末端給水事業体ごとの有収水量を乗じて、料金を算定する。

(2) 統合後 11 年目以降

両地域合計の総括原価単価から基本料金単価・従量料金単価を設定し、基本料金・従量料金を算定する。

なお、11 年目以降の基本水量については、施設能力によるものとし、詳細は統合後 11 年目以降の財政措置の取扱いと併せて統合後 10 年目までに検討する。

(3) 統合に伴う財政措置

ア 国交付金の活用

- ・防災・安全交付金（広域化事業）を活用する。

イ 県一般会計繰出金

- ・統合後の水道用水供給事業の経営安定化のため、統合後 10 年間は水道用水供給事業会計に対して県一般会計繰出金を定額（市町村水道総合対策事業補助金振替分約 17.6 億円/年※、県追加負担分 2.3 億円/年）で支出する。

ウ 市町村の追加負担

- ・市町村は、用水供給料金を引き下げるため、統合後 10 年間は水道用水供給事業会計に対して年 2.3 億円を支出する。

※ 市町村水道総合対策事業補助金について

九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合に関する覚書（以下「覚書」という。）において、統合時までに両企業団から用水供給を受けていた末端給水事業体に対し、県が支出している市町村水道総合対策事業補助金全額を統合後の水道用水供給事業へ振り替える財政措置を行うこととしている。

統合後 10 年間は、覚書の規定にかかわらず、末端給水事業体に対し、市町村水道総合対策事業補助金制度を引き続き適用することとする。ただし、統合に伴い県一般会計繰出金に振り替えられた額を上回る補助を構成市町村が行う場合に限る。

(1) 対象団体 末端給水事業体

(2) 補助額等

- ・市町村が、末端給水事業体に対して当該市町村分として県一般会計繰出金に振り替えられた額を上回る補助を行う場合、当該上回った額と同額程度を県が末端給水事業体に補助する。
- ・現行制度と同様に補助限度額及び補助額の算定を行ったうえで、県一般会計繰出金として振替済の額を控除した額を補助する。
- ・振替済として控除する額は、当該末端給水事業体に係る振替相当額（経理が末端給水事業体内で統合前の末端給水事業体ごとに区分している場合には当該区分に係る額）とする。

(3) 適用期間 水道用水供給事業の統合後 10 年間

表 6.1 統合後 10 年目までの基本料金算定方法

【基本料金 = 基本料金単価 × 割当基本水量】

基本料金単価（地域ごとの固定費/基本水量）A ※統合に伴う財政措置による効果を反映しない単価	
基本水量（控除前）B	
控除額	県追加負担額・国交付金活用分 C → 見合の控除水量 C'（基本水量按分）
	市町村水道総合対策事業補助金振替・市町村追加額負担分 D → 見合の控除水量 D'（実績・実負担額按分）
割当基本水量 $B' = B - C' - D'$	
基本料金（抑制効果配分後） $A \times B'$	

表 6.2 統合に伴う財政措置による効果の配分方法

財政措置項目	配分方法
国交付金収益化	地域ごとに活用した国交付金による収益化額を末端給水事業体ごとの基本水量（申込水量による）で按分
市町村水道総合対策事業補助金振替分	平成 30 年度から令和 4 年度の末端給水事業体ごとの活用実績額の平均とする。
市町村追加負担	準備会議で各市町村に提示した金額とする。
県追加負担金	市町村追加負担額と同額の地域別の額を末端給水事業体ごとの基本水量（申込水量による）で按分

6.2.3. 料金単価と水量

(1) 基本料金

表 6.3 基本料金単価

(単位：円)

	R8-12	R13-17	R18-22	R23-27
	(第1期)	(第2期)	(第3期)	(第4期)
九十九里地域	72	79	67	64
南房総地域	140	148		

表 6.4 基本水量（統合後10年目までは割当基本水量）※閏年除く

(単位：千m³/年)

	R8	R9-12	R13-17	R18-22	R23-27
	(第 1 期)		(第 2 期)	(第 3 期)	(第 4 期)
八匠水道企業団	5, 637※	56, 860	56, 776	70, 847	70, 847
山武郡市広域水道企業団	28, 507※				
長生郡市広域市町村圏組合	22, 716※				
夷隅郡市広域市町村圏事務組合	5, 552		5, 606	7, 691	7, 691
安房郡市広域市町村圏事務組合	5, 871		6, 125	12, 406	12, 406

※ 九十九里地域の基本水量割合は協議中。九十九里地域全体の基本水量を令和6年度現在の割合を基に按分したものを仮に記載しているが、令和8年度以降の基本水量は、協議後の割合を用いて按分する。

(2) 従量料金

表 6.5 従量料金単価

(単位：円)

	R8-12	R13-17	R18-22	R23-27
	(第1期)	(第2期)	(第3期)	(第4期)
九十九里地域	24	26	32	34
南房総地域	40	42		

表 6.6 有収水量の見通し

(単位：千m³/期間中計)

	R8	R9-12	R13-17	R18-22	R23-27
	(第 1 期)		(第 2 期)	(第 3 期)	(第 4 期)
八匠水道企業団	4, 035	141, 459	168, 519	159, 526	150, 306
山武郡市広域水道企業団	17, 027				
長生郡市広域市町村圏組合	15, 115				
夷隅郡市広域市町村圏事務組合	21, 517		21, 488	20, 768	19, 933
安房郡市広域市町村圏事務組合	35, 517		34, 657	37, 410	37, 431

表 6.7 料金算定式

	統合後 10 年目まで	統合後 11 年目以降
基本料金	基本料金単価 × 割当基本水量	基本料金単価 × 基本水量 (1 日最大送水量ベース)
基本料金単価	地域固定費 ÷ (地域施設能力 (m ³ /日) × 年間日数) ※それぞれの地域別の固定費と施設能力を用いる	両地域の固定費 ÷ (施設能力 (m ³ /日) × 年間日数)
固定費	地域の (3 条費用－動力費・薬品費＋資産維持費－控除収益) ※それぞれの地域別の費用等を用いる	両地域の (3 条費用－動力費・薬品費＋資産維持費－控除収益)
控除収益	統合に伴う財政措置以外の長期前受金戻入等 ※固定費算定上の控除収益には、統合に伴う財政措置 (県一般会計繰出金、市町村追加負担、統合に伴う国交付金長期前受金戻入) を含めない。 ※それぞれの地域別の長期前受金戻入等を用いる	両地域の県一般会計繰出金、市町村追加負担、長期前受金戻入等の合計 ※固定費算定上の控除収益には、統合に伴う財政措置 (県一般会計繰出金、市町村追加負担、統合に伴う国交付金長期前受金戻入) を含める。
割当基本水量	末端給水事業体ごとの計画一日最大送水量 × 年間日数－控除水量 ※末端給水事業体ごとの計画一日最大送水量 九十九里地域：令和 6 年度の協議により定めた水量を基準に按分し、施設能力で補正 南房総地域：令和 7 年度に採用する基本水量の按分方法を基準に按分し、施設能力で補正 ※施設能力 九十九里地域：194,100 m ³ /日 南房総地域：55,060 m ³ /日	
控除水量	末端給水事業体ごとの統合に伴う控除収益 ÷ 基本料金単価	
末端給水事業体ごとの統合に伴う控除収益	次の控除収益を合算した額 ①当該団体の市町村水道総合対策事業補助金実績額 ②当該団体の市町村追加負担額 ③県追加負担額 × 当該団体の基本水量 ÷ 全地域基本水量 ④統合に伴う国交付金長期前受金戻入額 × 当該団体の基本水量 ÷ 全地域基本水量	
基本水量		末端給水事業体ごとの計画一日最大送水量 × 年間日数 ※計画一日最大送水量は認可水量を施設能力で補正 (統合後 11 年目以降の財政措置の取扱いと併せて検討する。)
従量料金	従量料金単価 × 有収水量	従量料金単価 × 有収水量
従量料金単価	変動費 ÷ 有収水量見込み ※それぞれの地域別の変動費と有収水量を用いる	両地域の変動費 ÷ 両地域合計有収水量見込み
変動費	動力費＋薬品費 ※それぞれの地域別の費用等を用いる	動力費＋薬品費
有収水量	末端給水事業体ごとの有収水量	末端給水事業体ごとの有収水量

6.3. 財政収支見通し

6.3.1. 基本的な推計条件

表 6.8 基本的な推計条件

区分	内容
費用	① ベースとなる費用：両企業団の既存計画（経営戦略）の計画値を基本とする。 ② 今回の計画における精査 ・各費用に昨今の物価や労務単価の上昇傾向を適切に反映 ・建設改良費は第4章 施設整備計画を反映 ③ 統合の影響 ・統合後のシステム運営経費など、統合に伴う必要経費を反映 ・統合に伴う経費節減などの効果を反映
収入	① 水道用水供給料金 ・健全経営を維持するために必要な営業費用や資産維持費等を含めた総括原価方式により水道用水供給料金を算定 ② 統合効果 ・国交付金の活用 - 統合初年度から9年度目にかけて資本金収入として、防災・安全交付金（水道事業運営基盤強化推進事業）で約42億円を見込む。うち統合後20年間で約20億円が長期前受金戻入として収益化され、総括原価が抑制される。 ・経営安定化のための県一般会計繰出金等 - ア 県一般会計繰出金 - 統合後の水道用水供給事業の経営安定化のため、統合後10年間は水道用水供給事業会計に対して県一般会計繰出金を定額（市町村水道総合対策事業補助金振替分約17.6億円/年、県追加負担分2.3億円/年）で支出する。 - イ 市町村の追加負担 - 統合後10年間は水道用水供給事業会計に対して年2.3億円を負担する。 上記の県一般会計繰出金及び市町村追加負担の統合後11年目以降の取扱いは、統合後の経営状況や市町村一般会計による末端給水事業体に対する補助額、地域別の費用推移などを勘案して、県において、統合後10年目までに検討する。

6.3.2. 財政シミュレーション

(1) 統合後 10 年目まで

ア 九十九里地域

- ・耐震化、老朽化対策に係る建設改良費が 30 億円台で推移していくため、減価償却費等が増加していく。
- また、物価上昇も見込まれることから、収益的支出は増加が続く見通しであるため、5 年ごとに料金を改定することで、収支均衡を図っている。
- ・国交付金を活用することで、老朽化対策・耐震化を進めつつも、資金残高を一定程度確保しながら、企業債の発行を抑制できる見込みであり、健全な財務状況を維持できる。

表 6.9 収益的収支（九十九里地域）

（単位：百万円）

	R4	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
		（第 1 期）					（第 2 期）				
収益的收入	6,084	6,492	6,499	6,473	6,471	6,464	6,937	6,922	6,941	6,956	6,996
料金収入	5,527	4,962	4,969	4,944	4,941	4,931	5,400	5,371	5,361	5,350	5,357
基本料金	4,890	4,094	4,108	4,094	4,094	4,094	4,501	4,485	4,485	4,485	4,501
従量料金	637	868	861	850	847	837	899	886	875	865	856
収益的支出	5,761	5,913	6,106	6,145	6,327	6,393	6,486	6,516	6,650	6,749	6,920
減価償却費等	2,668	2,852	2,921	3,012	3,167	3,212	3,280	3,291	3,404	3,482	3,629
動力費・薬品費	713	820	822	820	826	826	828	825	824	823	823
経常利益	322	579	393	328	144	71	452	406	290	207	76

（億円）

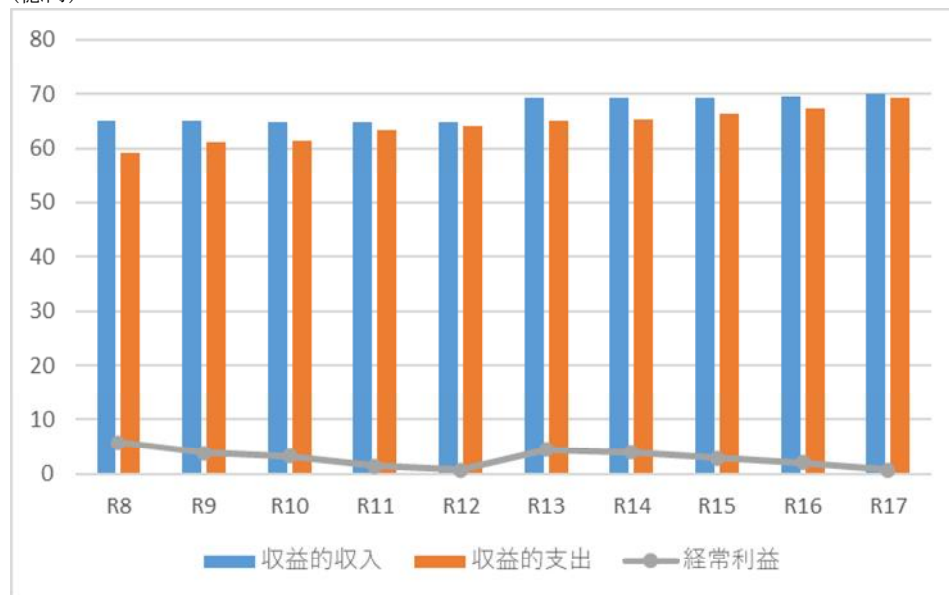


図 6.2 収益的収支の見通し（九十九里地域）

表 6.10 資本的収支（九十九里地域）

（単位：百万円）

	R4	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
		（第 1 期）					（第 2 期）				
資本的収入	339	17	115	168	187	234	614	910	782	795	0
企業債	254	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国交付金	84	17	115	168	187	234	614	910	782	795	0
資本的支出	2,648	4,121	3,834	3,319	3,805	3,974	3,645	3,342	3,275	3,090	3,159
建設改良費	1,982	3,833	3,617	3,209	3,696	3,865	3,538	3,267	3,200	3,015	3,083
企業債償還額等	666	288	217	110	109	109	106	75	75	76	76
収支	▲2,309	▲4,104	▲3,719	▲3,151	▲3,618	▲3,740	▲3,031	▲2,432	▲2,493	▲2,296	▲3,159

※ 資本的収支の不足額は、減価償却費や経常利益等の損益勘定留保資金等によりまかなう。

表 6.11 資金・企業債残高の見通し（九十九里地域）

（単位：百万円）

	R4	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
		（第 1 期）					（第 2 期）				
資金残高	7,621	5,798	5,204	5,160	5,164	5,030	5,520	6,537	7,456	8,522	8,714
企業債残高	3,912	2,814	2,695	2,584	2,475	2,367	2,260	2,185	2,110	2,034	1,959

※ 各年度末現在

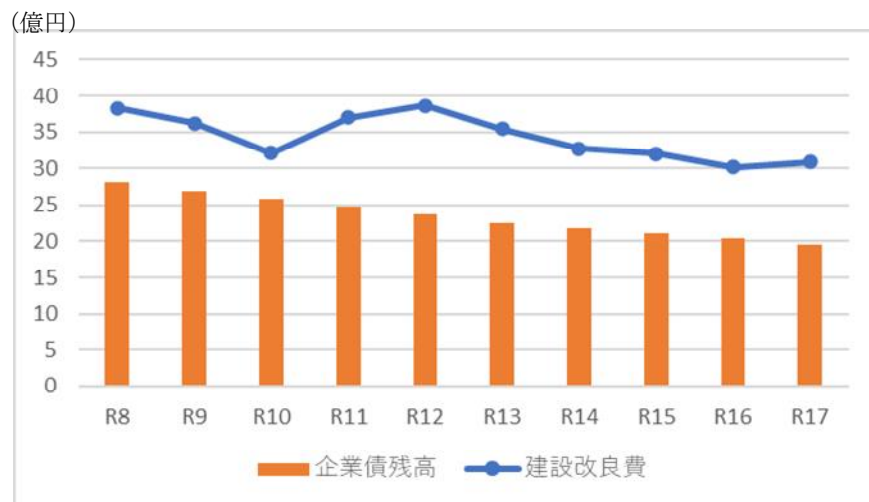


図 6.3 企業債残高・建設改良費の見通し（九十九里地域）

表 6.12 経営指標の推移（九十九里地域）

	R4 決算	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
		（第 1 期）					（第 2 期）				
経常収支比率(%)	105.6	109.8	106.4	105.3	102.3	101.1	107.0	106.2	104.4	103.1	101.1
供給単価(円/㎡)	147.6	137.2	138.5	139.6	140.0	141.4	156.2	157.6	159.2	160.9	162.7
給水原価(円/㎡)	139.1	149.0	155.5	158.8	164.5	168.2	172.2	175.2	180.5	184.9	190.9
料金回収率(%)	106.1	92.1	89.0	87.9	85.1	84.1	90.7	90.0	88.2	87.0	85.2
企業債残高対給水収益(%)	70.8	56.7	54.2	52.3	50.1	48.0	41.9	40.7	39.4	38.0	36.6

イ 南房総地域

- ・老朽化対策に係る建設改良費が 10 億円台で推移していくため、減価償却費等が増加していく。創設期の減価償却は終了していくが、物価上昇が見込まれることから、収益的支出は令和 15 年度までは増加傾向が続く見通しであるため、5 年ごとに料金を改定することで、収支均衡を図っている。

なお、令和 16 年度以降は、収益的支出は減少に転じる見通しである。

- ・国交付金を活用することで、老朽化対策を進めつつも、資金残高を一定程度確保しながら、企業債の発行を抑制できる見込みであり、健全な財務状況を維持できる。

表 6.13 収益的収支（南房総地域）

（単位：百万円）

	R4	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
		（第 1 期）					（第 2 期）				
収益的収入	3,784	4,202	4,205	4,191	4,186	4,198	4,367	4,363	4,367	4,374	4,394
料金収入	2,833	2,060	2,064	2,049	2,044	2,054	2,218	2,204	2,199	2,194	2,240
基本料金	2,518	1,599	1,607	1,599	1,599	1,599	1,744	1,736	1,736	1,736	1,744
従量料金	315	461	457	450	445	454	474	468	463	458	496
収益的支出	3,651	3,903	3,983	4,039	4,061	4,187	4,193	4,246	4,339	4,310	4,300
減価償却費等	2,040	2,170	2,276	2,323	2,333	2,433	2,425	2,468	2,549	2,507	2,432
動力費・薬品費	376	432	432	431	431	445	447	446	446	446	488
経常利益	133	298	223	152	125	11	174	117	28	64	94

（億円）

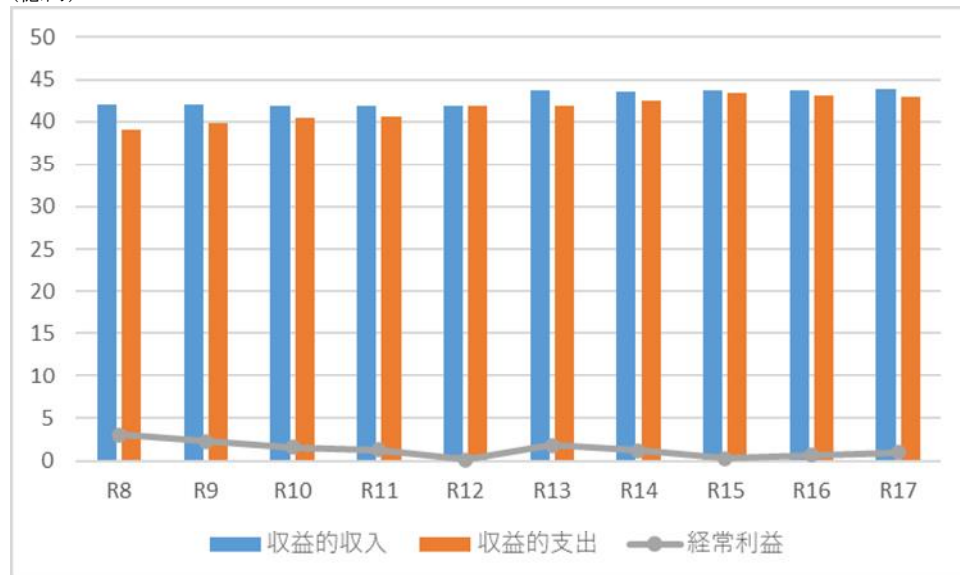


図 6.4 収益的収支の見通し（南房総地域）

表 6.14 資本的収支（南房総地域）

（単位：百万円）

	R4	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
		（第1期）					（第2期）				
資本的収入	396	150	0	4	44	73	177	168	214	320	0
企業債	396	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国交付金	0	0	0	4	44	73	177	168	214	320	0
資本的支出	1,181	1,706	1,222	1,240	1,368	1,269	1,256	1,230	1,172	1,176	1,152
建設改良費	741	1,484	1,072	1,130	1,256	1,153	1,139	1,140	1,082	1,085	1,061
企業債償還額等	440	222	150	110	113	116	118	90	90	91	91
収支	▲785	▲1,556	▲1,222	▲1,236	▲1,324	▲1,196	▲1,079	▲1,062	▲957	▲855	▲1,152

※ 資本的収支の不足額は、減価償却費や経常利益等の損益勘定留保資金等によりまかなう。

表 6.15 資金・企業債残高の見通し（南房総地域）

（単位：百万円）

	R4	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
		（第1期）					（第2期）				
資金残高	6,080	5,715	6,464	8,079	8,400	8,824	9,514	10,196	10,960	11,810	12,339
企業債残高	2,396	2,309	2,190	2,080	1,967	1,851	1,733	1,643	1,553	1,462	1,372

※ 各年度末現在

（億円）

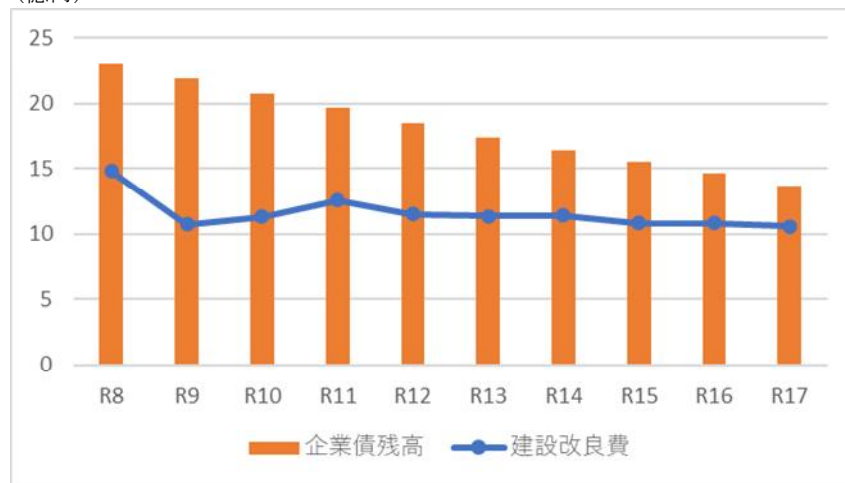


図 6.5 企業債残高・建設改良費の見通し（南房総地域）

表 6.16 経営指標の推移（南房総地域）

	R4 決算	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
		（第1期）					（第2期）				
経常収支比率(%)	103.7	107.6	105.6	103.8	103.1	100.3	104.2	102.7	100.6	101.5	102.2
供給単価(円/㎡)	240.1	178.7	180.5	181.7	183.3	179.6	195.4	196.7	197.1	198.7	187.2
給水原価(円/㎡)	229.1	258.4	267.7	276.6	281.7	286.7	288.7	296.5	307.4	306.7	284.8
料金回収率(%)	104.8	69.2	67.4	65.7	65.0	62.7	67.7	66.3	64.1	64.8	65.7
企業債残高対給水収益(%)	84.6	112.1	106.1	101.5	96.2	90.1	78.1	74.6	70.6	66.7	61.2

(2) 統合後 11 年目以降（額は期間内合計）

表 6.17 収益的収支（単位：百万円）

	R18-22	R23-27
	(第 3 期)	(第 4 期)
収益的收入	54,804	52,062
料金収入	37,449	36,179
基本料金	30,483	29,118
従量料金	6,967	7,061
収益的支出	53,819	51,267
減価償却費等	28,544	24,991
動力費・薬品費	6,608	6,690
経常利益	985	796

※推計上、統合後 11 年目以降の県一般会計繰出金及び市町村追加負担は、10 年目までと同額で見込んでいる。

表 6.18 資本的収支（単位：百万円）

	R18-22	R23-27
	(第 3 期)	(第 4 期)
資本的收入	0	0
企業債	0	0
国交付金	0	0
資本的支出	22,139	21,824
建設改良費	21,324	21,271
企業債償還額	815	553
収支	▲22,139	▲21,824

表 6.19 資金・企業債残高の見通し（単位：百万円）

	R18-22	R23-27
	(第 3 期)	(第 4 期)
資金残高	24,130	25,246
企業債残高	2,515	1,963

表 6.20 経営指標の推移

	R4	R22 年度末	R27 年度末
	決算	(第 3 期)	(第 4 期)
経常収支比率(%)	104.8	103.6	101.7
供給単価(円/㎥)	170.0	173.1	178.5
給水原価(円/㎥)	160.6	215.9	229.4
料金回収率(%)	105.9	80.2	77.8
企業債残高対給水収益(%)	75.5	33.6	27.3

6.3.3. 統合後の財務運営

(1) 財政収支見通しの見直しについて

健全な経営を持続していくためには、定期的に適正な原価を反映させる必要があることから、5年ごとに収支見通しを見直すこととし、収支状況に応じて料金改定を検討する。

ただし、不測の事態が発生した場合は、地域全体の安定給水の維持を図るため、5年ごとの収支見通しの見直しを待たずに必要な対応を検討する。

(2) 料金の統一について（令和18年度に向けた取組）

統合後11年目の料金統一を予定していることから、それまでに料金の統一に向けた検討を実施する。

また、県一般会計繰出金及び市町村追加負担の統合後11年目以降の取扱いについても、併せて検討を行う。

第7章. まとめ（統合の効果）

両企業団の現状における問題点、本計画における取組・措置及びその効果を以下のとおりまとめた。これらの効果により、将来にわたる安定給水の確保を目指していく。

7.1. 施設

(1) 現状における問題点 — 老朽化が進む施設と耐震性を欠く施設 —

- ・ 浄水施設・管路の老朽化の進行
- ・ 耐震性のない浄水施設・管路の存在

(2) 本計画における取組・措置

- ・ 老朽化対策事業（約 605 億円）による浄水施設・管路の更新
- ・ 耐震化事業（約 160 億円）による浄水施設・管路の耐震化

(3) 効果

- ・ 計画的な更新による施設の健全性の維持
- ・ 浄水施設の耐震化率の向上による断水発生リスクの低減
- ・ 管路の耐震適合率の向上による断水発生リスクの低減

7.2. 組織体制

(1) 現状における問題点 — 施設の更新を担う技術職員の不足 —

- ・ 老朽化対策事業や耐震化事業を見据え、大規模更新に向けた技術職員・技術力の確保が必須

(2) 本計画における取組・措置

- ・ 県による技術職員の一括採用
- ・ 県企業局の経営による県営水道のノウハウ共有
- ・ 「（仮称）用水供給部」本局に大規模事業等を集約

(3) 効果

- ・ 技術職員数や技術力の確保
- ・ 老朽化対策事業や耐震化事業の着実な実施

7.3. 水道用水供給料金

(1) 現状における問題点 — 急激な収支悪化と料金上昇の見通し —

- ・ 昨今の物価高騰等の影響による急激な収益性の悪化
- ・ 有収水量の減少、老朽化対策事業や耐震化事業に係る多額の費用、及び今後も当面の間、物価高騰が見込まれること等から、統合しない場合、大幅に供給単価が上昇する見通し

(2) 本計画における取組・措置

- ・ 5年ごとに収支見通しの見直しを行い、必要に応じて、適正な原価を基準とした料金改定を実施
- ・ 料金改定が避けられない場合であっても、統合に伴う国交付金、県一般会計繰出金、及び市町村追加負担の財政措置を活かし、水道用水供給料金の上昇幅を抑制

(3) 効果

- ・ しっかりと老朽化対策事業や耐震化事業を実施しながらも、収益性を改善した健全経営の維持
- ・ 統合しない場合と比べた水道用水供給料金の改定上昇幅の抑制

表 7.1 水道用水供給料金の上昇抑制効果

■九十九里地域

(単位：億円)

	R4	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
		(第1期)					(第2期)				
統合しない場合の水道用水供給料金①	47.1	50.8	50.9	50.7	50.6	50.5	56.3	56.0	55.9	55.8	55.8
統合する場合の水道用水供給料金②		49.6	49.7	49.4	49.4	49.3	54.0	53.7	53.6	53.5	53.6
抑制額 (②-①)		▲1.2	▲1.2	▲1.2	▲1.2	▲1.2	▲2.3	▲2.3	▲2.3	▲2.3	▲2.3

■南房総地域

(単位：億円)

	R4	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
		(第1期)					(第2期)				
統合しない場合の水道用水供給料金①	19.7	23.1	23.2	23.0	23.0	23.1	25.0	24.8	24.8	24.7	25.2
統合する場合の水道用水供給料金②		20.6	20.6	20.5	20.4	20.5	22.2	22.0	22.0	21.9	22.4
抑制額 (②-①)		▲2.5	▲2.5	▲2.5	▲2.5	▲2.5	▲2.8	▲2.8	▲2.8	▲2.8	▲2.8

■料金統一後

(単位：億円)

	R18-22	R23-27
	(第3期)	(第4期)
統合しない場合の水道用水供給料金①	417.8	404.1
統合する場合の水道用水供給料金②	374.5	361.8
抑制額 (②-①)	▲43.3	▲42.3

※ 統合しない場合の水道用水供給料金①は市町村水道総合対策事業補助を含む実質的な水道用水供給料金

※ 小数第2位を四捨五入しているため、表中の①②の差額と抑制額は一致しないことがある

※ 第3期、第4期の数値は期間中の合計

第8章. スケジュール

県企業局による水道用水供給事業を開始するまでのスケジュールは図 8.1 のとおりとする。

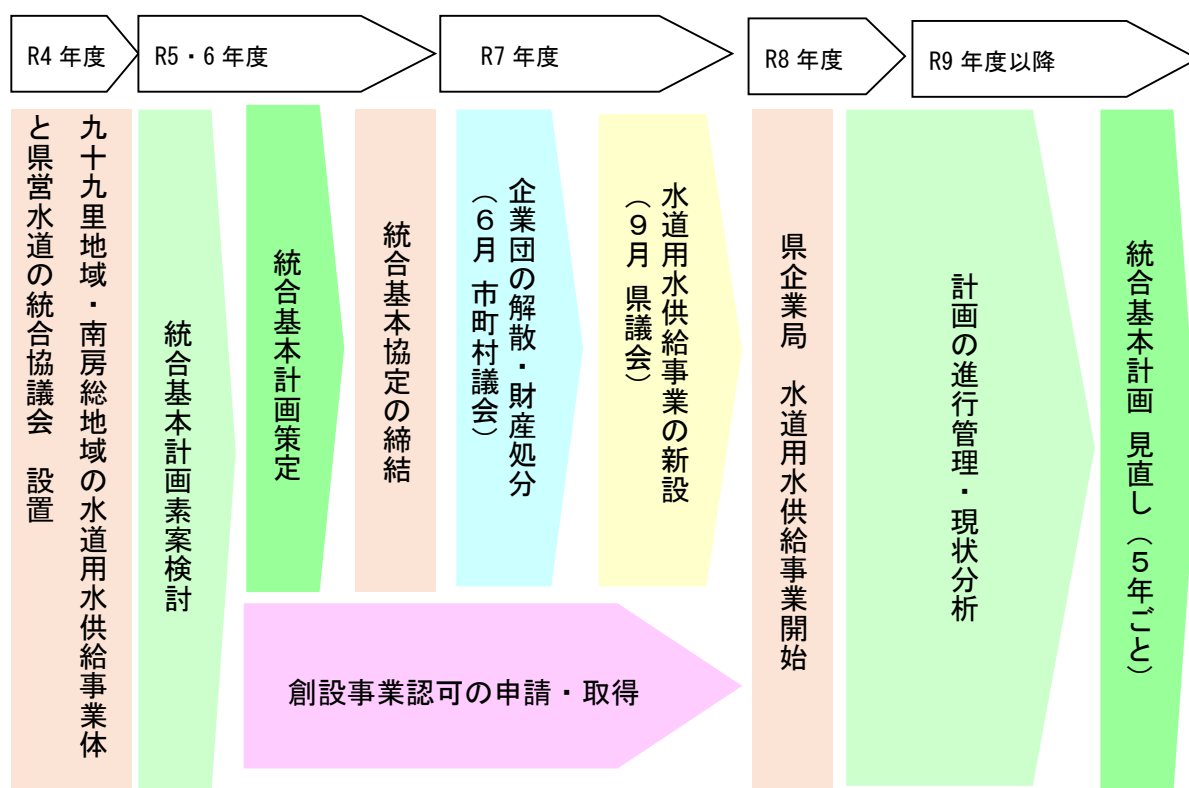


図 8.1 統合及び水道用水供給事業開始に至るまでのスケジュール

九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と
県営水道の統合基本計画
参考資料

用語集

	用語	解説
あ行	アセットマネジメント	持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動のこと。
	アンモニア態窒素	水中にアンモニウム塩として含まれている窒素のことで、水に含まれるアンモニアの量を表す。アンモニアは塩素と反応するため、河川水中にアンモニアが多量にあると、水道水中の残留塩素を一定に保つことが困難となる。
	一日最大送水量	一年間の一日送水量のうち最大のもの。
	一日平均送水量	一年間の総送水量を年日数で除したもの。
か行	企業債残高対給水収益比率	給水収益に対する企業債残高の割合を示すもので、企業債残高が経営に及ぼす影響を表す指標 $(\text{企業債残高} / \text{給水収益}) \times 100$
	企業債償還元金対減価償却費比率	当年度減価償却費に対する企業債償還元金の割合を示すもので、投下資本の回収と再投資との間のバランスを見る指標。一般的に、100%を超えると再投資を行うにあたって、企業債等の外部資金に頼らざるを得なくなり、財務の健全性が損なわれる可能性がある。 $[\text{建設改良のための企業債償還元金} / (\text{当年度減価償却費} - \text{長期前受金戻入})] \times 100$
	給水原価	有収水量 1 m ³ 当たり、どれだけの費用がかかっているかを表す指標の一つ。 $[\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{附帯事業費} + \text{長期前受金戻入})] / \text{年間総有収水量}$
	供給単価	有収水量 1 m ³ 当たり、どれだけの収益を得ているかを表す指標の一つ。 $\text{給水収益} / \text{年間総有収水量}$
	クリプトスポリジウム	腸管に寄生して下痢等を起こす病原微生物の 1 つ。塩素に耐性があり、水道水の消毒程度の塩素濃度では、ほとんど不活化（生命体としての機能、増殖性、感染性などを失うこと）されない。
	経営戦略	各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画のこと。平成 26 年 8 月 29 日付け総財公第 107 号、総財営第 73 号、総財準第 83 号、総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知により、全ての地方公営企業が策定を求められている。
	計画利水安全度	河川水を利用する場合の渇水に対する取水の安全性を示す指標であり、水資源開発において、何年に 1 回程度で発生する規模の渇水に対してまで、安定的に取水可能として計画されているかを意味する。
	経常収支比率	経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示すもので、水道事業の収益性を表す指標の一つ。100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示す。 $(\text{営業収益} + \text{営業外収益}) / (\text{営業費用} + \text{営業外費用}) \times 100$
さ行	最大稼働率	施設能力に対する一日最大送水量の割合を示すもので、水道施設の効率性を表す指標 $(\text{一日最大送水量} / \text{施設能力}) \times 100$
	ジアルジア	腸管に寄生して下痢等を起こす病原微生物の 1 つ。クリプトスポ

	用語	解説
		リジウムほどではないが、塩素に耐性がある。
	自己資本構成比率	総資本(負債及び資本)に対する自己資本の割合を示しており、財務の健全性を表す指標の一つ。自己資本構成比率が高いほど、財務の健全性が高いことを示す。 $[(資本金 + 剰余金 + 評価差額等 + 繰延収益) / 負債・資本合計] \times 100$
	施設利用率	施設能力に対する一日平均送水量の割合を示すもので、水道施設の効率性を表す指標 $(一日平均送水量 / 施設能力) \times 100$
	市町村水道総合対策事業補助金制度	市町村等が経営する水道事業に対し、水道料金の格差を是正し、住民負担の軽減をはかるとともに、その経営の健全化を促進することを目的に県が末端給水事業体に対し助成する制度
	市町村追加負担	統合後の水道用水供給事業に末端給水事業体の構成市町村が行う財政措置
	受水率	末端給水事業体の一日最大給水量における水道用水供給事業からの受水量の割合
	水質管理目標設定項目検査	国の通知で水質基準項目に準じて検査すべきとされている項目(27項目)のうち、代替手段等により不要となる項目を除いた検査
	水質基準項目検査	水道法第4条第2項の規定に基づき、水質基準に関する省令で定める水質基準(51項目)についての検査
	水道用水供給事業	水道事業体に対して、水道用水を供給する事業のこと。
た行	第三者委託	水道の管理に関する技術上の業務を委託するもの。受託者は、委託契約に基づき、一定範囲で水道事業者等に代わって水道法上の責任を負うことになる。第三者委託の典型的な例としては、浄水場の運転管理を一括委託するようなケースが想定され、夜間警備や人材派遣のような形態の外部委託は、従来どおり、私法上の契約・役務提供型の委託となる。
	耐震化率	全施設能力に対する耐震対策の施された施設能力の割合を示す指標 $(耐震対策の施された施設能力 / 全施設能力) \times 100$
	耐震適合率	管路の総延長に対する耐震適合性のある管路延長の割合を示す指標 $(耐震適合性のある管路延長 / 管路延長) \times 100$ 耐震適合性のある管は以下のとおり。耐震管（ダクタイル鋳鉄管（耐震型継手）、鋼管（溶接継手）、ステンレス管、ポリエチレン管（高密度、熱融着継手））に加えて、ダクタイル鋳鉄管（K形継手などで良地盤に布設されているもの）、硬質塩化ビニル管（RR ロング継手で良地盤に布設されているもの）が含まれる。 なお、良地盤とは、軟弱地盤や液状化しやすい埋立地など地盤性状が悪い地盤を除いたもの。
	ダウンサイジング	水需要に対して浄水施設の1日に処理できる最大能力が過大と判断される場合に、遊休施設や設備などを統廃合または、廃止することで施設規模を縮小すること。
	独自設定項目検査	毎日検査、水質基準項目検査及び水質管理目標設定項目検査以外で、国の通知により検査の実施を求められている項目や浄水処理を行う上で指標としている項目等についての検査
	トリハロメタン	水道水において課題となるトリハロメタンは、水中の有機物質と消毒

	用語	解説
		剤の塩素が反応して生成される物質で、水質基準として、クロロホルム、ブロモジクロロメタン、ジブロモクロロメタン、ブロモホルム及び前記4物質を合計した総トリハロメタンの計5項目が定められており、発がん性の可能性を指摘されている。
は行	法定耐用年数超過管路率	管路の延長に対する法定耐用年数を超えている管路の割合を示すもので、管路の老朽化度、更新の取組状況を表す指標 (法定耐用年数を超えている管路延長/管路延長) ×100
	法定耐用年数超過設備率	法定耐用年数を超過した電気・機械設備の割合を示したもので、機器の老朽化度及び更新の取組状況を表す指標 (法定耐用年数を超えている機械・電気・計装設備などの数/機械・電気・計装設備などの数) ×100
ま行	毎日検査	水道法施行規則第15条第1項第1号イに基づき、色及び濁り並びに消毒の残留効果について毎日行う検査
	末端給水事業	需要者の蛇口まで水道水を供給することを末端給水といい、この末端給水を行うことを目的とした事業のこと。
や行	有形固定資産減価償却率	有形固定資産のうち、償却対象資産の帳簿原価に対する減価償却累計額の割合を示すもので、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができる指標。明確な数値基準はないと考えられ、経年比較や類似団体との比較等により把握・分析が求められる。一般的に、数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示す。 (有形固定資産減価償却累計額/有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価) ×100
	有収水量	料金徴収の対象となった水量のこと。
ら行	料金回収率	給水原価に対する供給単価の割合を示すもので、費用が料金によってどの程度賄われているかを表した指標。100%未満の場合、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味する。本計画の料金体系においては、県一般会計繰出金及び市町村追加負担等により、料金の引下げを行っているため、令和8年度以降は低下する。 (供給単価/給水原価) ×100